

# 長野県情報公開条例の 解釈及び運用基準

令和5年4月1日

総務部情報公開・法務課



# 長野県情報公開条例の解釈及び運用基準

## 目 次

### 第1章 総則

第1条 (目的)	1
第2条 (定義)	4
第3条 (解釈及び運用の方針)	9
第4条 (適正な請求及び使用)	11

### 第2章 公文書の公開

第5条 (公開請求権)	13
第6条 (公開請求の方法)	15
第7条 (公文書の公開義務)	17
第1号 (法令秘情報)	20
第2号 (個人に関する情報)	22
第3号 (行政機関等匿名加工情報)	29
第4号 (法人等に関する情報)	29
第5号 (犯罪の予防等に関する情報)	32
第6号 (審議等に関する情報)	35
第7号 (事務等に関する情報)	38
第8条 (部分公開)	42
第9条 (公益上の理由による裁量的公開)	44
第10条 (公文書の存否に関する情報)	46
第11条 (公開請求に対する決定等)	48
第12条 (公開決定等の期限)	51
第13条 (事案の移送)	55
第14条 (第三者保護に関する手続)	58
第15条 (公文書の公開の実施)	61
第16条 (他の法令等との調整)	65
第17条 (費用の負担)	68

### 第3章 審査請求等

#### 第1節 諮問等

第17条の2（県立地方独立行政法人に対する審査請求）	7 0
第17条の3（審理員の指名に関する規定の適用除外）	7 1
第18条（審査会への諮問）	7 2
第19条（諮問をした旨の通知）	7 5
第20条（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）	7 7

#### 第2節 情報公開審査会

第21条（情報公開審査会）	7 9
第22条（審査会の調査権限）	8 1
第23条（意見の陳述等）	8 4
第24条（委員による調査手続）	8 6
第25条（意見書等の送付）	8 8
第26条（調査審議手続の非公開）	8 9
第27条（答申書の送付等）	9 0
第28条（規則への委任）	9 1

### 第4章 雑則

第29条	9 2
第30条（公開請求のための情報の提供等）	9 3
第31条（実施状況の公表）	9 5
第32条（情報提供施策の充実）	9 6
第33条（出資法人等の情報公開）	9 8
第34条（適用除外）	1 0 0
第35条（補則）	1 0 2
第36条（罰則）	1 0 3

附則	1 0 4
----	-------

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにし、もって県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的とする。

### 【趣旨】

本条は、本条例の目的を明らかにしたものであり、第3条（解釈及び運用の方針）の規定とともに、条例全体の解釈及び運用の指針となるものである。

### 【解説】

- 1 本条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、「公文書の公開を請求する権利を明らかにする」こと及び「情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定める」ことを手段として、「県の諸活動を県民に説明する責務が全うされる」ことを第一次的な目的とし、「県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資する」ことを最終目的とするものである。
- 2 情報公開制度は、民主的かつ自主的な地方行政を推進するために不可欠なものであり、これまで地方自治体が本制度の進展に先導的な役割を果たしてきたことにかんがみ、「地方自治の本旨」を条例に明記するものである。
- 3 「知る権利」については、憲法上明文の規定はなく、その概念が確定しておらず、また、最高裁判所の判例においても請求権的な権利として認知されているわけではないが、「知る権利」という言葉は、情報公開制度の進展に大きな役割を果たしてきており、情報公開を求める権利や原則公開の理念を分かりやすく表現できることから、象徴的な言葉として条例に明記するものである。
- 4 「公文書の公開を請求する権利を明らかにする」とは、実施機関が管理する公文書について、その公開を求める権利（公開請求権）を設定することをいい、実施機関は、本条例で定める要件を満たした公文書の公開請求に対しては、第7条各号に掲げる非公開情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該公

文書を公開する義務を負うものである（原則公開の基本理念）。

なお、公開請求権は、条例第5条（公開請求権）で具体的に規定されている。

5 「情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定める」とは、公開請求による公文書の公開制度にとどまらず、県が自発的にその管理する情報の提供を行う施策等についても充実させることが必要であることから、情報提供施策の充実等を含めた情報公開の総合的な推進についても本条例で定めることを明らかにしているものであり、条例第32条（情報提供施策の充実）等で具体化されている。

6 「県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする」とは、県は県民の負託により県政を運営していることから、その諸活動の状況を具体的に県民に説明する責務（説明責任）が全うされるようにすることが、本条例の第一次的な目的であることを明らかにしたものである。

公開請求権について定めることが直ちに県の説明する責務が全うされることとなるのではなく、県民がこの制度の趣旨に沿ってこの制度を活用し、県がこれに適正に対応するとともに、県が県民に対して自発的・能動的な情報の提供を適切に行うことにより、説明責任が全うされることとなるものである。

7 「県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資する」とは、県民に県の諸活動についての情報を公開することにより、県政に対する理解が深められ、県と県民との信頼関係がより増進されるとともに、県民が参加した公正で開かれた県政の実現がより一層推進されることになるという意味であり、これが本条例の究極の目的である。

#### 【運用】

1 本条は、条例第3条とともに条例全体を通じての解釈及び運用の指針となるものであるから、各条文の解釈及び運用は、常に本条に照らして行わなければならないものである。

2 県の説明責任を全うすることは、県政の遂行状況に対する県民の的確な認識と評価を可能とし、県政についての県民の責任ある意思形成が促進されることが期待されるため、職員は、本条例の目的を十分に理解し、公正で開かれた県政の実現に向けて、日常の職務の遂行に当たるよう努めるものとする。

3 公文書の公開請求制度は、情報提供施策と相互補完的な関係にあるものであり、本条例の目的を達成するため、県（実施機関）は、条例の適正な運用に努

めるとともに、情報提供施策の一層の充実に努め、総合的な情報公開の推進を図るものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者並びに地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人(第7条及び第14条第1項において「地方独立行政法人」という。)であって、県が設立したもの(以下「県立地方独立行政法人」という。)をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(県立地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第15条において同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 長野県公文書等の管理に関する条例(令和2年長野県条例第8号)第2条第4項に規定する特定歴史公文書
- (3) 図書館、博物館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じ特別の管理がされているもの(前号に掲げるものを除く。)

#### 【趣旨】

本条は、本条例の適用対象となる「実施機関」及び「公文書」を定義し、その範囲を明らかにするため規定するものである。

#### 【解説】

##### 1 第1項関係

- (1) 本項は、本条例により公文書の公開を実施する機関の範囲を定めたものである。
- (2) 「**実施機関**」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)、警察法(昭和29年法律第162号)、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)等により、独立して事務を管理執行する権限を有する機関であり、各実施機関の組織規則等により定められている本庁各課(局・室)及び現地機関等の全部を含むものである。

る。また、「県立地方独立行政法人」は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の規定に基づいて県が設立した法人を指す。

県立地方独立行政法人は、設立手続や財務・業務運営等において県が関与をしているため、県と密接な関係があり、業務の公共性が高いことから、情報公開や個人情報保護について県と同レベルの対応が求められている。

また、地方独立行政法人は地方独立行政法人法により、組織・運営状況等の住民への努力義務や、目標・計画、事業報告、財務諸表、報酬等の基準などの公表義務が課せられている。

これらのことを考慮し、今後設立される法人も含め、県が設立した地方独立行政法人は実施機関と位置付けることが適当であり、これを前提とした規定ぶりとしている。

- (3) 「実施機関」は、本条例に基づく事務を、自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負う。

## 2 第2項関係

- (1) 本項は、本条例により公開請求の対象となる「公文書」の範囲を定めたものである。

「公文書」とし、「情報」としていないのは、対象を「情報」とした場合には、その範囲を確定するのが困難であったり、同様の情報が様々な媒体に記録されている場合に、どの情報が請求されたものであるかの特定が困難となるなどの問題が想定されることによる。

- (2) 「**実施機関の職員（県立地方独立行政法人の役員も含む。以下同じ。）**」とは、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員をいう。なお、県立地方独立行政法人においては役員も実施機関の職員に含まれる。

- (3) 「**実施機関の職員（県立地方独立行政法人の役員も含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した**」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得したことをいう。

なお、「職務」には、地方自治法第2条第9項に規定する法定受託事務が含まれ、また、同法第180条の2又は第180条の7の規定により、実施機関の職員が受任し、又は補助執行している事務も含まれる。

ただし、実施機関の職員が地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第18条第1項の規定、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第13条第1項の規定等により従事している他の法人等の事務は含まれない。

(4) 「**文書、図画及び電磁的記録**」とは、記録媒体の面から条例の対象となる公文書の範囲を定めたものである。

ア 「**文書**」とは、文字又はこれに代わるべき符号を用い、永続すべき状態で紙等の上に記載されたものをいい、具体的には、起案文書、台帳、カード、帳票類等をいう。

イ 「**図画**」とは、象形を用いて紙等の上に表現されたものをいい、具体的には、地図、図面、設計図、写真、フィルム、ポスター等をいう。

ウ 「**電磁的記録**」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいい、具体的には、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスク、光ディスク等の媒体に記録されたながの電子申請システムその他の業務システム、データベース、電子メールなどをいう。

(5) 「**実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの**」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のもの（組織共用文書）を意味し、決裁又は回覧等の手続きが終了していることを要しない。

したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する、正式文書と重複する当該文書の写し（周知のために職員一人ひとりのアドレスに送信された電子メールを含む。）や職員の個人的な検討段階にとどまる資料、起案文書の下書き、個人的な備忘的メモ等は、公文書（組織共用文書）には当たらない。

ただし、これらの個人的な検討段階で作成した資料等であっても、組織的な検討に付され、又は起案文書等に添付され、実施機関において業務上必要なものとして利用・保存されるに至った場合は、組織共用文書となり、公文書として取り扱う。

なお、保存期間が過ぎた公文書であっても、廃棄の手續きがなされずに保存されている場合には、「管理しているもの」に当たり、対象公文書となる。

(6) 「**ただし書**」は、対象公文書から除外されるものを定めたものである。

ア **第1号**

公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものについては、購入等することにより、一般にその内容を知ることができ、公開請求の対象とする必要がないことから、「公文書」から除外するものである。

## イ 第2号

特定歴史公文書は、長野県公文書等の管理に関する条例（令和2年長野県条例第8号）において定められた利用方法、手続き等の基準に従って利用されるべきであり、公開請求の対象とすることは適当ではないことから、「公文書」から除外するものである。

## ウ 第3号

図書館、博物館その他これらに類する施設において、特別の管理がされているものは、これらを一般に閲覧又は視聴させるという当該施設の設置目的に応じ、それぞれの施設において定められた公開方法、手続き等の基準に従って利用されるべきであり、公開請求の対象とすることは適当ではないことから、「公文書」から除外するものである。

### 【運用】

公文書（組織共用文書）の範囲については、次のとおりとする。

#### 1 作成した文書、図画

課長等一定の権限を有する者を含めて行われる組織的な検討に付された時点以降のものであって、実施機関において業務上必要なものとして利用・保存されているもの。

(1) 起案文書は、一般的には、従来の処理方針又は事案の決定権者の指示等により作成されるものであるため、起案者により作成され、回議に付した時点で、組織的な検討に付されたものとみなし、公文書として取り扱う。

(2) 決裁を要しない台帳、カード等の帳票類は、作成され、又は必要な情報が記載された時点で、組織としての共用文書の実態を備えたものとみなし、公文書として取り扱う。

(3) 知事・部長等への説明資料、各種会議資料又は行事予定表等で、決裁・回覧等の手続を行わなかった文書、図画であっても、課長等一定の権限を有する者が、当該文書等の存在及び内容を了知した時点以降のものであって、実施機関において業務上必要なものとして利用・保存されているものは公文書として取り扱う。

(4) 内容検討の途中で、修正等により差し替えられ、又は廃案により不用となった文書、図画は、当該時点以降公文書には該当しない。

#### 2 取得した文書、図画

収受した時点以降のものであって、実施機関において業務上必要なものとして利用・保存されているもの（申請書、届出書、報告書、通知文書、照会文書等）

ただし、会議等に出席した際に配布された資料は、出席者が配布を受けた時点で実施機関が収受したものとみなす。

なお、事務連絡、案内状等簡易な文書又は私文書であっても、実施機関において業務上必要なものとして利用・保存されているものは公文書に該当する。

### 3 電磁的記録

電磁的記録についても、上記1及び2と同様の考え方とする。

(1) 公文書管理システム若しくは公文書管理システム以外の公文書の管理を適正に行うことができる情報システム又は所属ファイルサーバ（Hサーバ）の公文書の保存領域において保存される電磁的記録は、実施機関において業務上必要なものとして利用・保存されていると認められ、公文書に該当する。

(2) 職員が起案文書や資料等を作成するため、補助的・一時的に作成した電磁的記録は、当該職員の判断により随時廃棄（消去）等の処分が可能であることから、公文書には該当しない。

ただし、記録された内容の重要性や今後の反復利用等から、実施機関において業務上必要なものとして利用・保存されている場合（たとえば、毎年データ更新を行っているものやデータベースとして利用しているもの）には、公文書に該当する。

(解釈及び運用の方針)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならない。

【趣旨】

本条は、第1条の規定とともに、条例全般にわたる解釈及び運用の基本方針を明らかにし、実施機関の責務について定めたものである。

【解説】

- 1 「公文書の公開を請求する権利を十分に尊重する」とは、本条例の基本理念である原則公開の精神を表したものである。実施機関は、条例に定める要件を満たした公開請求に係る公文書については、非公開情報が記録されている場合を除き公開しなければならないという原則公開の観点から、本条例全体を解釈し、運用しなければならないとする趣旨であって、次の事項に留意するものとする。
  - (1) 第7条各号の非公開情報に該当するかどうかの判断は、原則公開の精神に照らして適正に行わなければならないこと。
  - (2) 非公開情報に該当する場合であっても、事案によっては、公益上の理由から、第9条の規定により実施機関の高度の行政判断により公開することができる場合があること。
  - (3) 第8条の規定による部分公開の判断に当たっては、公開請求の趣旨を十分尊重しなければならないこと。
  - (4) 公開請求のあった時点では非公開となる公文書であっても、公開が可能となる期日を予め明示することができるときは、当該期日を明示しなければならないものであること（第11条第3項）。
  - (5) 公開・非公開の決定、公開の実施等については、できるだけ速やかに行うよう努めなければならないこと。
- 2 「個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されないよう」とは、公開を原則とする情報公開制度のもとに

においても、個人のプライバシーは最大限に保護されるべきものであり、正当な理由なく公にされることがあってはならないことを明らかにしたものである。したがって、思想・信条、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他個人に関する一切の情報は、正当な理由なく公にされてはならないものである。

#### 【運用】

- 1 公開決定等の期限（条例第12条）、審査会への諮問（条例第18条）等、手続においても、本条の趣旨から迅速な対応が必要である。
- 2 個人のプライバシーに関する情報が記録されている公文書については、第2章に規定する公文書の公開をする場合はもとより、条例第32条に規定する情報提供施策の充実を図る場合においても、本条の趣旨を踏まえて、個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をするものとする。  
なお、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）にも十分留意すること。

(適正な請求及び使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即した適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、その情報を適正に使用しなければならない。

**【趣旨】**

本条は、本条例に基づき公文書の公開を請求しようとするもの及び公開を受けたものの責務について定めたものである。

**【解説】**

- 1 情報公開制度は、原則として、請求の理由や情報の使用目的の個別的事情を問わないものであるが、請求によって得た情報を使用して他人の権利利益を侵害すること等が許されないことは当然であり、その旨を訓示的に規定するものである。
- 2 「この条例の目的に即した適正な請求に努める」とは、公文書の公開を請求しようとするものは、条例第1条に規定する目的を踏まえた公開請求をしなければならないことをいい、行政の事務又は事業の遂行に著しい支障を与えることを目的とした大量の公文書の公開請求や、公開決定を受けたとしても閲覧するつもりがないような公開請求は行うべきではないという趣旨である。
- 3 「適正に使用しなければならない」とは、公文書の公開を受けたときは、公文書の公開によって得た情報を社会通念上の良識に従って使用しなければならないという趣旨である。

**【運用】**

- 1 実施機関は、公文書を公開する場合において、請求者に対し、公文書の公開によって得た情報を適正に使用するよう啓発・指導に努めるものとする。
- 2 実施機関は、公文書の公開によって得られた情報が不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる場合には、当該使用者にその情報の使用の中止を要請する等の指導を行うとともに、以後、その者からの請求に関しては特に慎重に対応するよう留意するものとする。
- 3 著しく不適正な請求及び使用については、権利濫用の一般法理により対処する。

## 第2章 公文書の公開

### (公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が管理する公文書の公開を請求することができる。

#### 【趣旨】

本条は、公開請求権の根拠規定であり、公開請求権の内容及び手続については、本条例が定めることを明らかにしたものである。

#### 【解説】

- 1 「何人も」には、日本国民のほか、外国人も含まれる。また、自然人、法人のほか、訴訟上当事者適格が認められる「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（民事訴訟法第29条）」も含まれる。
- 2 「実施機関に対し、当該実施機関が管理する公文書の公開を請求する」とは、公開請求者は、求める公文書を管理している実施機関に対して公開請求をすることができるという趣旨である。

#### 【運用】

- 1 公開請求権は、何人に対しても等しく認める権利であり、公開請求者がだれであるか、又は公開請求者が公開請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該公文書の公開決定等の判断に影響を及ぼすものではない。したがって、公開請求者に対して、公開請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問わないこととする。
- 2 公文書の公開を請求できるものであることの確認は、公文書公開請求書の記載内容により行うものとする。  
なお、「法人でない社団等」については、訴訟上当事者適格が認められるような団体であることを、その団体の規約等の提示又は提出を求めて確認するものとする。
- 3 未成年者からの公開請求であると認められる場合であっても、原則として、当該公開請求を認めるものとする。ただし、当該未成年者が公文書公開制度の趣旨、公開される公文書の内容等について十分に理解することが困難であると認められる場合には親権者等の立会いを求めたり、それらの者から公開請求し

てもらることが適當である。

(公開請求の方法)

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 公開請求をしようとするものの氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) その他実施機関の定める事項

2 実施機関は、前項の規定による請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、公文書の公開請求の具体的な手続きを定めたものである。

【解説】

1 第1項関係

(1) 「請求書を実施機関に提出しなければならない」とは、公文書公開請求は、請求者が権利の行使として公開決定等という行政処分を求めるという条例上重要な手続であり、非公開決定や不存在決定の場合には行政争訟につながることも想定されるため、事実関係を明確にしておく必要性から書面によることとしたものである。

ただし、長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年長野県条例第3号）に基づき、県のホームページからながの電子申請システムにより請求することも可能となっている。

しかし、口頭又は電話による請求は認めない。

(2) 「その他の団体」には、法人でない社団又は財団で、代表者の定めがあり、訴訟上の当事者適格を認められる（民事訴訟法第29条）自治会、商店会、消費者団体等の団体も含まれる。

(3) 「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の「公文書の名称」については、必ずしも正式名称であることを要しな

いが、事務事業の具体的な名称や実施時期、求める情報の範囲等を適宜組み合わせて記載することにより、実施機関が、公開請求に係る公文書を他の公文書と合理的に識別できる程度の表示が必要である。

- (4) 「**その他実施機関の定める事項**」とは、公開請求先としての実施機関の名称、請求年月日、電話番号、公開の方法等である。

## 2 第2項関係

- (1) 「**形式上の不備**」には、請求書に記載すべき事項に漏れがある場合のほか、公文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため、公開請求に係る公文書が特定されていない場合等を含む。
- (2) 「**相当の期間**」とは、当該補正をするために社会通念上必要とされる合理的な期間をいい、個々具体的な事案によって実施機関が判断することとなる。
- (3) 「**補正の参考となる情報**」の具体例としては、次のような例が考えられる。
- ア 請求書に記載された実施機関の名称が誤っている場合は、正しい名称
  - イ 公文書の特定が難しい場合は、公文書目録検索システム上の文書名や該当しそうな公文書の名称、記載されている情報の概要等

### 【運用】

- 1 請求書は郵送、ファクシミリ、電子メール又はながの電子申請サービスを利用する方法により提出することも可能である。
- 2 公開請求者の求める公文書が存在するにもかかわらず、これを特定しないような事態は、本制度に対する県民の信頼を失うことにもなりかねないため、公開請求の受付に当たっても、細心の注意を払うものとする。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求に対する実施機関の公文書の公開義務を明らかにするものであり、実施機関は、公開請求に係る公文書に第1号から第7号までに掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならないことを定めたものである。

【解説】

- 1 本条例は、公文書は原則公開という基本理念の下に制定されている。  
しかしながら、個人、法人等の権利利益や公共の安全、利益等も適切に保護すべき必要があり、公開することの利益と公開しないことの利益を適切に比較衡量する必要がある。このため、本条各号において公文書を公開しないことについて合理的な理由のある必要最小限の情報を、可能な限り限定的かつ明確に類型化したものである。
- 2 本条各号の非公開情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の非公開情報に該当する場合があります。  
ある情報を公開する場合は、本条各号の非公開情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。
- 3 情報公開制度の下では、原則として、何人に対しても等しく公開請求権を認めるものであるため、請求者が何人であるか、又は請求者が公開請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情によって、当該公文書の公開決定等が異なるものではない。  
本条例では、何人も、請求の理由や利用の目的を問われずに公開請求ができることから、ある公文書を請求者に公開するということは、他のいかなる人に対しても公開を行うことが可能であるということを意味する。
- 4 非公開情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、公開請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている非公開情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点に

において非公開情報に該当する情報が、別の時点においても当然に非公開情報に該当するわけではない。なお、個々の公開請求における非公開情報該当性の判断の時点は、公開決定等の時点である。

5 本条例でいう「公開」とは、公文書の内容をあるがままに示し、見せることであり、公開・非公開の判断は、専ら公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されているかどうかによって行われ、公開の実施の方法によって公開・非公開の判断が異なることはない。ただし、公開決定された公文書の公開の実施に当たり、公文書の保存、技術上の観点から、原本での閲覧を認めることが困難である場合等においては、一定の制約があり得る。

6 非公開情報に該当する情報が記録された公文書であっても、部分公開（条例第8条）又は公益上の理由による裁量的公開（条例第9条）の規定により公開する場合もあり得るものである。

7 本条と地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項に規定されている公務員の守秘義務との関係については、次のように考えられる。

地方公務員法第34条は、職員の服務規律の確保を目的とするものであり、服務規律に反しないことが明確な行為についてまで禁じているものではない。

同法第32条に定められているように、職員がその職務を遂行するに当たり条例等に従うことは、地方公務員の主要な義務の一つであり、職員が本条例の規定に従って情報を公開した場合、この行為は服務規律に反するものではない。

したがって、本条例に基づき適正に公文書を公開している限り、地方公務員の守秘義務違反による責任は問われないものと考えられる。

8 地方自治法第100条第1項、民事訴訟法第220条、弁護士法第23条の2、刑事訴訟法第197条第2項等、法令の規定により実施機関に対して公文書の提出又は閲覧等を要求される場合がある。

他法令に基づく公文書の提出又は閲覧等の要求に対しては、当該法令の趣旨、要求の目的、対象公文書の内容、求めに応ずることによって生ずる支障等を総合的に勘案して個別具体的に諾否の判断を行うものとする。

#### 【運用】

公開請求に係る公文書に記録された情報が、本条各号に該当するかどうかは、以下に示す各号の【趣旨】、【解説】及び【運用】に基づいて、個別具体的に判断するものとする。

## 第7条第1号（法令秘情報）関係

(1) 法令若しくは条例（以下この条及び第16条において「法令等」という。）の規定により、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号のへに規定する指示その他これに類する行為により、公開することができない情報

### 【趣旨】

本号は、法令等の規定により、又は国の機関からの指示等により公開することができない情報については、本条例においても公開できないことを定めたものである。

### 【解説】

1 法令等の規定により公開することができない情報は、この条例によっても公開することができないことを確認的に規定するとともに、地方自治法第245条に規定する国の行政機関が行う「関与」のうち、同条第1号のへに規定する「指示」その他これに類する行為により公開してはならないとされている情報については、それが書面による適法かつ正当なものである限り、法律上県はこれに従う義務を有することから、公開することができないことを規定したものである。

なお、この指示は、法律又は法律に基づく政令に根拠を有するもので、公開してはならない情報が具体的に特定でき、疑義の生じる余地のないものであることが必要である。

2 「法令若しくは条例」とは、法律、政令、省令その他国の機関が定めた命令及び本県の他の条例をいうものであり、県の規則等は含まない。

3 「その他これに類する行為」とは、地方自治法第245条第3号に規定する「一定の行政目的を実現するため普通地方公共団体に対して具体的かつ個別的に関わる行為」のうち、同条第1号のへの指示に類するものをいう。

4 地方自治法第245条の9の規定による処理基準は、法令についての国としての解釈を示しているに過ぎず、県が国と異なる解釈をとることも可能である。したがって、処理基準を法令と同等に扱うべきではなく、本号に処理基準は含まれないものとして扱うものである。

5 本号により非公開となる情報は、次のいずれかに限定される。

(1) 法律により公開できないとされた情報

- (2) 政令、省令その他の命令により公開できないとされた情報
- (3) 本県の他の条例により公開できないとされた情報
- (4) 地方自治法第245条第1号のへの「指示」により公開できないとされた情報
- (5) 地方自治法第245条第3号「一定の行政目的を実現するため普通地方公共団体に対して具体的かつ個別的に関わる行為」のうち、同条第1号のへの指示に類するものにより公開できないとされた情報

### 【運用】

- 1 本号に該当する情報としては、次のようなものが考えられる。
  - (1) 明文の規定をもって公開が禁止されている情報
    - ・ 公判開廷前の訴訟に関する書類（刑事訴訟法第47条）
  - (2) 他目的使用が禁止されている情報
  - (3) 特別法により守秘義務違反に対する罰則が定められている情報
    - ・ 地方税に関する調査内容（地方税法第22条）
  
- 2 著作物については、著作権法第21条で、著作者が複製する権利を専有するとされているため、写しの交付が制限されているが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第43号）による改正後の著作権法第42条の2（平成13年4月1日施行）により、公開するために必要と認められる限度において著作物を利用することができることとされているので、写しの交付が可能となる。

なお、未発表の著作物について著作権者が別段の意思表示（本条例による公開に同意しない旨の意思表示）をした場合は、閲覧及び写しの交付をすることができないことに留意する必要がある（著作権法第18条第3項）。

## 第7条第2号（個人に関する情報）関係

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条及び第14条において同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該氏名及び公安委員会規則で定める職にある警察職員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

### 【趣旨】

本号は、個人に関する情報の非公開情報としての要件を定めたものである。

### 【解説】

- 1 プライバシーの概念は、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものではないことから、本条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は原則として非公開とする方式（個人識別型）を採用して

いる。

その上で、公知の情報のように個人の権利利益の保護の観点からは非公開とする必要のない情報や、個人の権利利益よりも公開することの公益が優先するため公開すべき情報をただし書で限定列挙し、例外的に非公開情報から除くこととしている。

- 2 「**個人に関する情報**」(以下「**個人情報**」という。)とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。生前に本号により非公開であった情報が、個人が死亡したことをもって公開されることとなるのは不適當である。

- 3 「**事業を営む個人の当該事業に関する情報**」については、個人に関する情報ではあるが、法人等に関する情報と同様の要件により非公開情報該当性を判断することが適當であることから、本号からは除外しているものである。

ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない個人に関する情報については、本号を適用するものである。

- 4 「**文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項**」とは、「**その他の記述等**」の内容を明確にしたもので、指紋、筆跡、ビデオの映像、録音テープの音声、モールス信号の音、手話の動作で表示される場合も含む。

具体例としては、上記の他、住所、電話番号、役職名、番号(預金の口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等)等が挙げられる。

氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。

- 5 「**他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの**」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、

何人も公開請求ができることから、当該個人の地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられる。

照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。

また、識別可能性の判断に当たっては、厳密には特定の個人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を公開すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。このように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の保護を図る観点から、個人識別性を認める場合があり得る。

- 6 実施機関が保有する個人情報の大部分は、特定の個人を識別することができる情報であり、これを非公開情報とすることで、個人の権利利益の保護は基本的には十分確保されると考えられる。

しかし、中には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公開すれば財産権その他の個人の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」についても、非公開情報として規定したものである。

- 7 この条例においては、公開請求のあった公文書について、請求者と当該公文書との関係を問うことなく公開決定等の判断をするものである。したがって、個人に関する情報が記録された公文書について、当該本人から公開請求があった場合でも、第三者から公開請求があった場合と同様に取り扱い、本号により原則として非公開となるものである。

なお、自己情報については、長野県個人情報保護条例で開示の請求ができることを規定している。

また、これらのことは、適正な事務を遂行する上で必要がある場合に従来から行っている、当該本人に対する情報提供を禁止するものではない。

## 8 たゞし書のアについて

個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて非公開情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、本号本文の非公開情報から除くこととしたものである。

- (1) 「法令等の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては

公開を拒否する場合は定められていれば、当該情報は「公にされている情報」には該当しない。

- (2) 「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

- (3) 「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、公開請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。

- (4) 「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む。

## 9 たゞし書のイについて

人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、実施機関の基本的な責務である。

非公開情報該当性の判断に当たっては、公開することの利益と公開されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公開することにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回る際には、当該個人情報を公開する必要性と正当性が認められることから、当該情報を公開しなければならないこととするものである。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

なお、人の生命、健康、生活又は財産の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的公開の規定（条例第9条）により図られる。

## 10 たゞし書のウについて

公文書には、公務遂行の主体である公務員の職務活動の過程又は結果が記録されているものが多いが、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点からは、これらの情報を公開する意義は大きい。一方で、公務員についても、個人としての権利利益は、十分に保護する必要がある。

この両者の要請の調和を図る観点から、どのような地位、立場にある特定の者（職及び氏名）が、どのように職務を遂行しているか（職務遂行の内容）については、当然、特定の公務員が識別されることになるが、個人に関する情報としては原則的には非公開にしないこととするものである。

(1) 「公務員等」とは、国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定するすべての公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいい、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。したがって、国務大臣、国会議員、地方議会議員、附属機関の委員も含まれるが、懇話会の委員等公務員としての地位を有しない者は含まれない。また、公務員であった者が当然に含まれるものではないが、公務員であった当時の情報については、本規定が適用されるものである。

(2) 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関その他の国の機関又は地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康、休暇、給与、家族状況等の情報は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

(3) 公務員等の職務の遂行に係る情報には、当該公務員等の「職」、「氏名」及び「職務遂行の内容」によって構成されるものが少なくない。

前述のとおり、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、「公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容」については、公務員等の個人に関する情報としては原則的には非公開にしないこととするものである。

(4) 「氏名に係る部分を公開することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合」とは、当該公務員が担当する職務内容等から判断して、その氏名を公開すると、公務員として受忍すべき限度を超えて、個人の生命、

健康、生活及び財産等が脅かされるおそれがある場合をいう。

なお、公務員等の職に関する情報は、その職務遂行に係る情報と不可分の要素であることから、仮に特定の公務員等を識別できる場合であっても、公開の対象となることに留意する必要がある（公開すると、当該公務員がテロの対象になる可能性が高いなど、公務員の生命・身体に危険がおよぶおそれがある場合は、第4号（犯罪の予防等に関する情報）により、非公開とすることがどうか検討することとなる。）。

- (5) 警察職員は、職務の特殊性から、その他の職員に比べ氏名を公開することにより当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれが高いため、公安委員会規則で定める職にある警察職員については、氏名を公開しないこととしたものである。

#### 【運用】

- 1 個人に関する情報は、一度公開されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがある。

本条例では、第3条（解釈及び運用の方針）において、「個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されることがないよう最大限の配慮をしなければならない」と規定している。したがって、本号ただし書の適用に当たっては、その趣旨を踏まえ、特に慎重に取り扱うものとする。

- 2 本号に該当する情報としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 思想、宗教等個人の内心に関する情報
  - ・ 世論調査等の意識調査票
  - ・ 個人相談記録
- (2) 健康状態、病歴等個人の心身の状態に関する情報
  - ・ 健康診断書
  - ・ 診療録
- (3) 生活記録、家族状況等個人の家庭等の状況に関する情報
  - ・ 生活保護決定調書
  - ・ 生活相談記録
- (4) 個人の経歴、社会活動等に関する情報
  - ・ 履歴書
  - ・ 刑罰等調書
- (5) 所得、資産等個人の財産状況に関する情報
  - ・ 納税証明書

・ 固定資産評価書

- 3 ただし書に該当する情報としては、次のようなものが考えられる。
- (1) 商業登記簿に登記されている法人の役員に関する情報（アに該当）
  - (2) 不動産登記簿に記載されている不動産の権利関係に関する情報（ 〃 ）
  - (3) 資産公開条例による知事・県議会議員の資産に関する情報（ 〃 ）
  - (4) 各種被表彰者・受賞者名簿で、慣行として公にされているもの（ 〃 ）
  - (5) 議会の請願・陳情者の氏名（ 〃 ）
  - (6) 審議会等の委員名簿（ア又はウに該当）
- 4 直筆の文書については、筆跡から特定の個人が識別され得る場合があり、文書の内容によっては、公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、慎重な取扱いをする必要がある。
- 5 公務員等の職務遂行に係る情報であっても、それが他の非公開情報に該当する場合は、非公開となることに留意する必要がある。
- 6 公開請求に係る公文書に記録された情報が、本号ただし書のイに規定する情報に該当すると認められ、当該公文書を公開しようとする場合には、条例第14条第2項の規定により、公開決定に先立ち、当該個人に対し書面により意見書を提出する機会を与えなければならないこととなっているので留意が必要である。

## 第7条第3号（行政機関等匿名加工情報）

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

### 【趣旨】

個人情報の保護に関する法律の施行に伴い新たに対応が必要となった行政機関等匿名加工情報の利用に係る事務では、行政機関等匿名加工情報の提供を受ける者は手数料を納める必要がある。そのため、当該情報を公開請求によって公開できるとした場合に費用負担の公平性を損なうこと、また、作成の際に削除した情報（以下「削除情報」という。）のうち前号の規定により非公開とすることができない情報があると考えられること等を踏まえ、これらの情報について本号により非公開とすることを定めたものである。

### 【解説】

- 1 「行政機関等匿名加工情報」とは、個人情報の保護に関する法律第60条第1項の保有個人情報の全部又は一部を加工して得られた情報のことをいう。
- 2 「行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号」とは、上記1の加工の際に個人が識別できる情報であるとして削除した氏名、住所等の記載及び個人識別符号（旅券の番号、免許証の番号等個人情報の保護に関する法律施行令第1条で定める符号）のことをいう。

## 第7条第4号（法人等に関する情報）

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

### 【趣旨】

本号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の非公開情報としての要件を定めたものである。

### 【解説】

1 「法人その他の団体」には、会社法上の会社等の営利法人、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人その他の法人格を有する団体のほか、法人格を有しないが、団体としての規約等を有し、かつ、代表者又は管理人の定めがある団体（いわゆる権利能力なき社団、財団）も含まれる。

一方、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、公共的性格を有するものであり、法人等とは異なる公開・非公開の基準を適用すべきであるので、本号の法人等の範囲から除き、第6号（事務等に関する情報）等他の非公開情報の規定において判断するものとする。

2 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2（事業税の納税義務者等）第8項から第10項までに掲げる事業（物品販売業、畜産業、医業等）を営む個人及び農業、林業等を営む個人をいう。

3 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業用資産や事業所得の状況等に関する情報をいい、当該事業とは直接関係のない個人に関する情報（事業を営む個人の家族の状況、当該個人の経歴、事業活動とは区別される財産、所得の状況等）は、本号には該当せず、第2号（個人に関する情報）において判断することとなる。

4 「公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」には、財産的利益に限らず、非財産的利益も含まれる。

- (1) 「**権利**」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利の一切を指す。
  - (2) 「**競争上の地位**」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における有利な地位を指す。
  - (3) 「**その他正当な利益**」には、ノウハウ、信用等の法人等又は事業を営む個人の事業運営上の地位を広く含むものである。
  - (4) 「**害すると認められる**」かどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適正に判断する必要がある。
- 5 「**ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。**」とは、当該情報を公開することにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公開しないことにより保護される法人等の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。
- 現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

#### 【運用】

- 1 本号に該当する情報としては、次のようなものが考えられる。
  - (1) 生産技術、営業、販売のノウハウ等に関する情報
    - ・施設、設備の設計書、仕様書
    - ・製造方法概要書
    - ・取引先名簿
    - ・販売計画、営業計画
    - ・設備投資計画
  - (2) 経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報
    - ・借入金等の資金計画
    - ・内部監査、検査等の報告
    - ・賃金体系

- ・労使交渉の記録

(3) その他公開することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的信用を損ない、あるいは、社会活動の自由等に支障を与えると認められる情報

- ・商品に係る苦情相談処理文書

2 公開請求に係る情報が、当該法人等又は当該事業を営む個人の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる」情報に該当するかどうかは、当該情報の内容のみではなく、法人等の性格、目的、事業活動における当該情報の位置付け等にも十分に留意しつつ、慎重に判断する必要がある。

公開されることにより利益が侵害されると、事後の救済には限界があることから、本号に該当するか否かが客観的に明白であるものを除き、条例第14条第1項の規定により、法人等又は事業を営む個人に意見書を提出する機会を与えるなど、実施機関は、公開した場合において侵害される利益の有無、程度等について客観的な判断を行うよう努めるものとする。

3 公開請求に係る公文書に記録された情報が、本号ただし書に規定する情報に該当すると認められ、当該公文書を公開しようとする場合には、条例第14条第2項の規定により、公開決定に先立ち、法人等又は事業を営む個人に対し書面により意見書を提出する機会を与えなければならないこととなっているので留意が必要である。

## 第7条第5号（犯罪の予防等に関する情報）

(5) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

### 【趣旨】

本号は、犯罪の予防等に関する情報の非公開情報としての要件を定めたものである。

### 【解説】

- 1 公共の安全と秩序を維持することは、県民全体の基本的利益を擁護するために行政に課せられた重要な責務であり、本号では、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由がある情報を非公開とすることを定めたものである。
- 2 「**犯罪の予防**」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公開しても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報は含まれない。
- 3 「**犯罪の鎮圧**」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。
- 4 「**犯罪の捜査**」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。  
犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員である。
- 5 「**公訴の維持**」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。
- 6 「**刑の執行**」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第二章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行

に密接に関連するものでもあることから、公開することにより保護観察等に支障を及ぼし、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

- 7 「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜査・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公開することにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公開することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公開しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号の対象ではなく、第7号（事務等に関する情報）の規定により公開・非公開の判断をする。

- 8 「支障を及ぼすおそれがある」とは、公共安全と秩序を維持するための諸活動が阻害され、又は適正に行われなくなるおそれがある場合をいう。

- 9 「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、公開することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、公開・非公開の判断に、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断することが適切と考えられることから、このように規定しているものである。

#### 【運用】

本号に該当する情報は、次のようなものが考えられる。

- 1 犯罪の捜査等の事実又は内容に関する情報  
麻薬覚せい剤協力調査に関する情報
- 2 犯罪の捜査等の手段、方法等に関する情報  
犯罪捜査等に用いる機材等の性能に関する情報
- 3 情報提供者、被疑者、捜査員等関係者に関する情報  
捜査関係事項照会、回答
- 4 犯罪目標となることが予想される施設の所在や警備の状況に関する情報  
猟銃等製造、販売台帳、警備日誌

## 第7条第6号（審議等に関する情報）

(6) 県並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

### 【趣旨】

県並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における意思決定前の審議、検討又は協議に関する情報の中には、時期尚早な段階で公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定情報と誤認され県民の間に混乱を生じさせたり、投機等により特定の者に利益を与え又は不利益を及ぼすものがある。このため、本号では、このような情報を非公開とすることとしたものである。

### 【解説】

- 1 「**県**」とは、県のすべての機関をいう。執行機関（知事、教育委員会、公安委員会等）、議会及びそれらの補助機関（職員）のほか、執行機関の附属機関も含むものである。
- 2 「**国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人**」とは、国及び他の都道府県、市町村等の地方公共団体（地方自治法第1条の3第1項）のすべての機関、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等並びにすべての地方独立行政法人（独立行政法人法第2条第1項）をいう。  
なお、ここにいう「国」の機関には、情報公開法が対象としている行政機関のほか、国会、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）も含む。
- 3 「**内部又は相互間**」とは、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人のそれぞれの内部のほか、県と国、県と他の地方公共団体、国と他の地方公共団体、他の地方公共団体と他の地方公共団体などの相互間をいう。
- 4 「**審議、検討又は協議に関する情報**」とは、県の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例え

ば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は県の機関等が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

- 5 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、それぞれに「不当」との文言を付していることから明らかなとおり、公開することの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が重大であり、非公開とすることに合理性が認められる場合を意味する。

予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と非公開にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

#### 【運用】

- 1 本号で想定される誤解・混乱は、当該情報が審議・検討段階の未成熟なものであることを十分に周知徹底したうえで公開すれば、かなりの程度回避しうられると思われる。また、早期の段階で計画案が公表されることに伴い議論が紛糾することを直ちに混乱と決めつけるべきではない。

審議・検討段階での情報公開に基づく議論の活発化は、「県の有するその諸活動を県民に説明する責務」及び「公正で民主的な県政の推進」の観点、また政策形成過程において住民の多様な意見を行政が的確に把握し、原案の段階から住民に対して広く公表し、それに提出された意見等を考慮して意思決定を行うパブリック・コメント制度や計画策定段階からの住民参加というパブリック・インvolvメント制度の観点からすれば、これを直ちに「不当」な混乱とみるべきではないと考える。

また、土地の買占め等による投機の懸念についても、結果として請求者のみへの公開ということになれば、そのおそれも考えられるが、積極的な情報提供施策（条例第32条）により不特定多数の者に公表することで、そのおそれはかなりの程度回避できるとと思われる。

県の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議といった県の意思決定等にかかわる情報は、どの時点で公開すべきか慎重に判断し、可能な限り公表することが望まれる。

- 2 一度非公開とされた情報であっても、意思決定後には公開していくなど、意思形成の全過程を一括して非公開とするのではなく、意思形成の区切りごとに細やかに検討し、公開の余地を広げていくなど原則公開の観点からの解釈・運用も行われるべきである。
- 3 審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。
- 4 合議制機関の規程又は議決により会議の非公開を定めている場合であっても、そのことをもって直ちに、当該合議制機関の会議に係る審議資料、会議録等が非公開となるものではない。当該合議制機関の性質や審議事項の内容に照らして、個別具体的に、本号の要件に該当するか否かを判断しなければならない。
- 5 本号を適用する具体例としては、次のような例が考えられる。
  - (1) 公表前の地価公示価格及び叙勲受賞者名簿
  - (2) 検討中の各種施策に関するデータ等で、科学的知見が得られていないもの
  - (3) 非公開で行われている各種審議会等の議事録で、当該事案について答申に至っていないもの

## 第7条第7号（事務等に関する情報）

- (7) 県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（イにおいて「国等」という。）が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

### 【趣旨】

県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が実施する事務又は事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすものなどがある。このため、本号では、このような情報を、非公開とすることとしたものである。

なお、アからオはあくまでも「適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」がある典型的な例示にすぎないため、列挙した以外のものについては、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するか否かを個別具体的に判断するものとする。

### 【解説】

- 1 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断することをいう。
- 2 「適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」とは、実施機関に広範な裁量権を与える趣旨ではないため、次の点に留意しなければならない。

- (1) 「適正」という要件判断を行う際は、公開することにより生ずる支障のみではなく、公開することによって将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずることがあり得ることから、このような場合も、本号を適用するものであること。
- (2) 「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものでなければならないこと。
- (3) 「おそれ」については、単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性がなければならないこと。

### 3 アについて

監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難になったり、県民等における法令違反行為や法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長するなどのおそれがあるものがあり、本号はこのような情報について、非公開とするものである。また、事後であっても、違反事例等の詳細な公開により、法規制を免れる方法を示唆することとなるものも本号に該当する。

### 4 イについて

県等の地方公共団体や国が一方の当事者となる契約等においては、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。これらの契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報を非公開とするものである。

### 5 ウについて

この規定は、大学、研究所等の調査研究を主として念頭においたものである。県等の地方公共団体又は国が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）についての成果は、社会、国民等に全て還元することが原則である。しかし、その発想、創意工夫等については、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがある。また、試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、職員の自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報を非公開とするものである。

なお、一般の行政機関も、企画立案に際して調査研究を行うが、その過程の情報については、一般に本条第6号の適用の問題となる。また、本号ア、イ、エ、オについても、それぞれ調査研究が問題になるが、例えば、取締りのための調査は、ウではなくアに、契約のための調査は、ウではなくイに該当する。

## 6 エについて

職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等、人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を非公開とするものである。

## 7 オについて

地方公営企業若しくは国営企業の事業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第4号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要があるが、県又は国等が経営していることに照らして、説明責任を重視した判断が必要になるため、別に規定したものである。

したがって、情報の非公開の範囲は、第4号の法人等の場合に比べ、より狭いものとなることがあり得る。

### 【運用】

本号を適用する具体例としては、次のような例が考えられる。

- 1 各種監査・検査の方針、指導監査における重点事項、県税の徴税方法に関する資料（アに該当）
- 2 用地買収計画案。物件補償価額及び土地売買価額に関する資料。訴訟に関する弁護士との打合せ経過、準備書面案、証人申請案（イに該当）
- 3 (1) 試験研究機関で実施中の研究に関する情報であって、現時点で公開すると研究の公正で能率的な継続が明らかに阻害されるもの  
(2) 調査研究の中間段階における情報で、これを公開すると最終目的である特許取得が困難になるなど、それまでの調査研究が無に帰してしまうもの  
(3) 県民意識調査に関する情報であって、中間集計段階でそれまでの調査結果を公表すると、その後の調査に影響を及ぼし、正確な調査結果とならないもの（以上ウに該当）
- 4 (1) 人事管理に関する情報であって、懲戒処分の適否・軽重等を判断する際の

内部的な審査の基準が推測されるもの

(2) 内示前の職員の人事異動の情報であって、公表すると人事当局に圧力がかかり、円滑な人事異動が困難となるもの（以上エに該当）

5 県又は国等が経営する企業の技術上のノウハウに関する情報（オに該当）

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

#### 【趣旨】

本条第1項は、公文書の一部に非公開情報が記録されていることを理由として、当然に公文書全部を非公開にするのではなく、公開できる部分は可能な限り公開すべきことを定めたものである。

第2項は、個人に関する情報については、個人識別性のある部分を除いて公開すれば、通常は、当該個人の権利利益を害することはないため、最大限の公開をする観点からは、個人識別性のある部分を除いて公開すべきことを定めたものである。

#### 【解説】

##### 1 第1項関係

(1) 「容易に区分して除くことができる」とは、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを分離し、非公開部分を除くことが、実施機関の職員が、行政文書を損傷することなく、かつ、通常業務で使用している機器やプログラム等で過度の費用や時間等を要することなく行うことができることをいう。

(2) 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、非公開情報を除いた残りの部分に記載されている内容が、それ自体として無意味な文字、数字のみとなる場合等をいう。

この場合に部分公開義務を課することは、請求者にとって利益とならない

し、行政機関にとっては不要な負担を負うことになるため、部分公開を行えなくてもやむを得ないものである。

## 2 第2項関係

特定の個人を識別することができる情報は、通常、個人を識別させる部分（氏名等）及びその他の部分（当該個人の行動の記録等）とから成り立っており、全体が一つの非公開情報を構成している。このため、第1項の規定によっても、全体として非公開となることから、個人を識別させる氏名等を除いた部分を公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、部分公開とするよう、特例を定めたものである。

### (1) 「公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

とは、氏名、住所等の特定の個人を識別させる部分を除くことにより、公開しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合をいう。

なお、カルテ、反省文等、個人の健康状態、人格と密接に関わる情報及び未発表の著作物などの情報は、個人を識別させる部分を除いてもなお、公開すると個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

### (2) 「同号の情報に含まれないものとみなして」とは、特定の個人を識別させる部分を除くことにより、公開しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、個人を識別させる部分を除いた情報は、第7条第2号の個人情報には含まれないものとみなす趣旨である。したがって、この場合においては、同号以外の非公開条項に該当しない限り公開しなければならない。

## 【運用】

- 1 「有意の情報」かどうか判断し難い場合は、必要に応じて請求者の意見を聴取して部分公開を行うかを判断するものとする。
- 2 本条を適用する具体例としては、次のような例が考えられる。
  - (1) 「給与支給内訳書」の公開請求があった場合は、全部を非公開にするのではなく、職員の氏名・支給日・予算科目等、個人情報以外の部分は公開する必要がある。
  - (2) 懇話会の議事録に記載されている発言者氏名と発言内容は個人情報に当たるが、発言者氏名を非公開とすれば、発言内容は公開が可能である。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第7条第1号に規定する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

#### 【趣旨】

本条は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されていても、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる場合について定めたものである。

#### 【解説】

1 「(第7条第1号に規定する情報を除く。)」の第7条第1号に規定する情報とは、法令秘情報を意味する。法令秘情報は、本規定をもってしても公開できないのは当然のことではあるが、念のため規定するものである。

2 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第7条各号の非公開情報の規定に該当する情報ではあるが、実施機関の高度の行政的判断により、公開することに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。

第7条各号の非公開情報該当性の判断に当たっては、個人に関する情報（同条第2号）及び法人等に関する情報（同条第4号）のように個人を識別できる情報や法人の正当な利益を害するおそれがあっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要な場合には、公開しなければならない（個人に関する情報については、第2号ただし書のイ、法人等に関する情報については第4号ただし書を参照。）。このほか、審議等に関する情報（同条第6号）については、「不当に損なわれるおそれ」であって、例えば、率直な意見交換が損なわれるおそれがあるとしても、不当に損なわれるおそれであれば、公開することになる。また、事務等に関する情報（同条第7号）についても、その遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあっても、「適正な遂行」でなければ、公開することになる。

以上のように、第7条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を公開することの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があるが、本条では、第7条の規定を適用した場合に非公開となる場合であっても、なお公開することに公益上の必要性があると認められる場合には、公開することができるものとするものである。

3 本条の適用に関しては、公益上特に必要と認めたとにかかわらず公文書を公

開しないことは想定できないが、その規定（「公益上特に必要があると認める  
とき」）からも、処分の性質（非公開情報を公開すること）からも明らかなとお  
り、公益上の必要性の認定についての実施機関の裁量権を認める規定である。  
なお、この趣旨を明確化するため、見出しは「公益上の理由による裁量的公開」  
としている。

#### 【運用】

- 1 公益上の理由によりあえて公開すべきであると実施機関が判断するような  
情報は、県民生活に関わる極めて重要な情報であると考えられ、本条を適用す  
る場合には、請求者に対してのみ公開するのではなく、広く県民に対して公表  
することの検討もなされるべきである。
- 2 本条を適用する具体例は、条例制定時においては想定していない。
- 3 本条の規定により公文書を公開しようとする場合には、条例第14条第2項の  
規定により、公開決定に先立ち、情報が記録されている第三者に対し書面によ  
り意見書を提出する機会を与えなければならないこととなっているので留意  
が必要である。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、公開請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで拒否することができる場合について定めたものである。

【解説】

実施機関は、公開請求に係る公文書が存在していれば、公開決定又は非公開決定を行い、存在していなければ不存在決定を行うことになる（条例第11条）。したがって、公文書の不存在を理由とする非公開決定の場合以外の決定では、公文書の存在が前提となっている。

しかしながら、公開請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条各号の非公開情報を公開することとなる場合があり、この場合には、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できることとするものである。

- 1 「公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」とは、公開請求に係る公文書があるかないかにかかわらず、公開請求された公文書の存否について回答すれば、非公開情報を公開することとなる場合をいう。公開請求に含まれる情報と非公開情報該当性とが結合することにより、当該公文書の存否を回答できない場合もある。

例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された公文書の公開請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は非公開情報に該当することから、非公開であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまうので、このような場合は、当該公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することになる。特定の者又は特定の事項を名指しした探求的請求は、条例第7条各号の非公開情報のすべてについて生じ得ると考えられる。

- 2 公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、長野県行政手続条例第9条及び本条例第11条に基づき、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由としては、公開請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であり、また、当該情報の性質、内容、公開請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった公文書の存否を答える

ことにより、どのような非公開情報を公開することになるかをできる限り具体的に提示することが必要である。

#### 【運用】

- 1 存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、公文書が存在しない場合に不存在と答えて、公文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、公開請求者に当該公文書の存在を類推させることになる。
- 2 本条を不当に拡大して適用するなど、濫用することのないよう厳正に運用する必要がある。
- 3 本条を適用する具体例としては、次のような例が考えられる。
  - (1) 特定の個人の病歴や相談に関する情報（第7条第2号関係）
  - (2) 特定企業の納税状況に関する情報（同条第4号関係）
  - (3) 犯罪の内定捜査に関する情報（同条第5号関係）
  - (4) 買い占めを招くなど県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物資に関する政策決定の検討状況の情報（同条第6号関係）
  - (5) 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（同条第7号関係）

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を管理していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の場合において、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項の規定による通知に当該決定の理由（当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該決定の理由及び当該期日）を併せて通知しなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、実施機関は、公開請求に対し、公開又は非公開の決定をしなければならないことを定めたものである。

#### 【解説】

##### 1 第1項関係

(1) 本項は、公開請求に係る公文書をすべて公開する旨の決定（全部公開決定）と、公開請求に係る公文書のうち一部分について公開し、その他の部分については公開しない旨の決定（一部公開決定）について定めたものである。

(2) 「その旨の決定」の内容としては、全部公開か一部公開かの別（一部公開の場合には、公開する部分と公開しない部分の別）が明らかにされている必要がある。

(3) 「公開の実施に関し実施機関が定める事項」は、公開を実施する日、時間及び場所である（施行規則第3条）。

##### 2 第2項関係

(1) 本項は、公開請求に係る公文書について、そのすべてを公開しない場合を定めたものである。

(2) 具体的には次のような事例が該当する。

ア 公開請求に係る公文書の全部に非公開情報が記録されているため、すべて非公開とする場合（非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができない場合を含む。）

イ 条例第 10 条の規定により公開請求を拒否（存否応答拒否）する場合

ウ 公開請求に係る公文書を管理していない（不存在）場合又は公開請求の対象が条例第 2 条第 2 項に規定する公文書に該当しない場合

エ 条例第 16 条（他法令等との調整）第 1 項の規定により、本条例による公開を行わない場合

オ 条例第 34 条（適用除外）の規定により、本条例の規定が適用されない公文書について公開請求があった場合

カ 公開請求が条例に規定する要件（第 6 条第 1 項）を満たしておらず、補正を要求したが、請求者が補正に応じない場合

キ 権利濫用に関する一般法理が適用される場合（民法第 1 条第 3 項）

権利濫用が許容されないことは法の一般原則として当然であり、公開請求が権利濫用に当たる場合は公開しない旨の決定を行うことになる。どのような場合に権利濫用に当たるかは、公開請求の態様や公開請求に応じた場合の実施機関の業務への支障及び県民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断することになる。実施機関の事務を混乱、停滞させることを目的とする等公開請求権の本来の目的を著しく逸脱したような公開請求は、権利の濫用として請求を拒否できるものと考えられる。なお、公開請求の対象となる公文書が著しく大量であることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあっても、前述のように実施機関の事務を混乱、停滞させることを目的とする等の場合を除き、単に事務処理上対応が困難という場合は、条例第 12 条第 3 項（大量請求の場合の特例）の規定により対処するものであって、権利の濫用には該当しない。

### 3 第 3 項関係

(1) 本項は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、決定通知に、公文書を公開することができない理由も併せて記さなければならないことを定めたものである。

(2) 理由の提示については、単に条例上の根拠規定を示すだけでは足りず、公開することができない理由を請求者が具体的に理解しうる程度に記載することが必要であり、非公開情報の具体的な内容が明らかにならない限度において、どのような種類の情報が記録されているかを示すことになる。

「全部又は一部を公開しないとき」には、存否応答拒否をする場合及び不存在の場合を含むものであり、これらの決定は処分性を有し、行政不服審査法や行政事件訴訟法に基づいて争うことが可能である。

なお、通知書には、行政不服審査法に基づく教示を併記することが必要である。

(3) 「当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるとき」

とは、公開・非公開の決定を行う時点では公文書を公開することはできないが、時間の経過、事務事業の終了等により、近い将来において公開することができない理由が消滅することが確実であり、かつ、公開することができる期日等を当該決定の時点で明示することができる場合をいう。

期日の付記は、公開することができるようになる期日を示すにとどまり、請求者が当該公文書の公開をなお希望する場合には、請求者は明示された日以後に改めて公文書の公開請求をしなければならないものである。

【運用】

1 本条各項に規定する書面は、次のとおりとする。

1 公文書の全部を公開するとき	公文書公開決定通知書
2 公文書の一部を公開するとき	公文書一部公開決定通知書
3 公文書の全部を公開しないとき	公文書非公開決定通知書
4 公文書の存否応答を拒否するとき	公文書公開請求拒否決定通知書
5 公開請求に係る公文書を管理していないとき	公文書不存在決定通知書

2 不存在の場合は、「作成していない」、「取得していない」、「保存期間が満了し、廃棄した」など、公開請求に係る公文書を管理していない理由を具体的に明らかにしなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条第1項又は第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、公開請求があった日から起算して60日を限度として同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長の理由及び延長後の期間を書面により通知しなければならない。

3 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

【趣旨】

本条は、公開決定等を行うべき原則的期限（公開請求があった日から起算して15日）、延長可能な期間（公開請求があった日から起算して60日を限度）及び著しく大量な公文書の公開請求があった場合についての期限の特例について定めたものである。

【解説】

1 第1項関係

(1) 「公開請求があった日」とは、公文書公開請求書を受け付ける窓口に、当該請求書が到達し、実施機関が了知可能な状態になった日を指す。

請求書の受付は、行政情報センター、行政情報コーナー及び合同庁舎にない現地機関等を行うこととする。ただし、請求書が当該請求に係る公文書を管理している課所に直接郵送された場合は、当該課所において受け付ける

ものとする。

ア 行政情報センター及び行政情報コーナーで受け付けるもの

本庁及び現地機関等のすべての課所が管理する公文書に対する請求

イ 合同庁舎にない現地機関等で受け付けるもの

当該現地機関等が管理する公文書に対する請求

(2) 「公開請求があった日から起算して」とは、初日（公開請求があった日）を算入するという意味である。

(3) 期間の末日が休日（長野県の休日を定める条例第1条に規定する県の休日をいう。）に当たる場合は、民法第142条により、その翌日の終了した時点をもって期間が満了することになる。

(4) 本項は、公開決定等の期限を定める規定であり、請求者に対する通知の到着日が15日以内であることを求めているものではないが、実施機関は、公開決定等をしたときは、速やかに条例第11条に規定する通知を行うものとする。

(5) 「補正に要した日数」とは、実施機関が条例第6条第2項の規定により補正を求めてから、請求者が「公文書公開請求補正書」を実施機関に提出するまでの期間をいう。この期間は、公開決定等の期限の期間計算に含まないものである。

形式上の不備がある請求書であっても、補正を求めるまでの期間は、期間計算に含まれる。

(6) 請求者が補正の求めに応じない旨を明らかにしたときは、補正されないことが明らかになったのであるから、その時点以降はもはや補正に要する日数には当たらず、決定期間が再び進行することとなる。

(7) 補正がなされないまま「相当の期間」が過ぎた場合には、実施機関は請求を却下することができることとなる。

## 2 第2項関係

(1) 「やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないとき」とは、実施機関が公開決定等をするよう努力しても、公開請求があった日から起算して15日以内に当該公開決定等を行うことができないことについて合理的な理由があるときをいう。

具体的には次のような場合が考えられる。

ア 公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されており、当該第

- 三者の意見聴取に相当の日数を必要とする場合
- イ 請求の対象となる公文書が大量であるため、又は公文書の内容が複雑なため、公開決定等の判断をするのに相当の日数を必要とする場合
  - ウ 請求の対象となる公文書が複数の課所に関係するため、当該関係課所との連絡調整に相当の日数を必要とする場合
  - エ 天災等が発生した場合等予測し難い事由により業務が増大し、公開決定等に関する事務を行うことができない場合
  - オ 年末年始等、事務処理をする日数が実質的に不足する場合

- (2) 本項を適用する場合においては、実施機関は、延長の理由及び延長後の期間を記載した「公文書公開決定等期間延長通知書」により、請求者に通知するものとする。

この通知は、原則的な期限である「公開請求があった日から起算して15日以内」に行うものとする。

### 3 第3項関係

- (1) 「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とは、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、60日以内に公開決定等をするためには、他の事務を停止するなど、請求の対象となった実施機関において、通常事務の遂行が著しく停滞するおそれがある場合をいう。

公開請求に係る公文書が著しく大量かどうかの判断については、当該公文書の量や情報の内容、公開決定等を行う実施機関の事務処理体制等を総合的に勘案して、個々の事案ごとに判断するものとする。

- (2) 「相当の部分」とは、実施機関が通常60日以内に公開決定等を行うことができる分量であって、公開決定等を分割して行うことを認めた条例の趣旨に照らし、請求者の要求をある程度満たすまとまりのある部分をいう。

- (3) 「相当の期間」とは、60日以内に公開決定等を行う「相当の部分」を除いた残りの公文書について、実施機関の事務の遂行に著しい支障を生ずることなく、公開決定等を行うことができる期間をいう。

残りの公文書について公開決定等をする期限の上限は定められていないが、当該決定をするために必要となる合理的な期間を設定するものとする。

また、残りの公文書については、実施機関は、ある程度まとまりのある公文書ごとに、順次公開決定等を行うことが望ましい。

- (4) 本項を適用する場合においては、実施機関は、本項を適用する旨及びその

理由並びに残りの公文書について公開決定等をする期限を記載した「公文書公開決定等期間特例延長通知書」により、請求者に通知するものとする。

この通知は、原則的な期限である「公開請求があった日から起算して15日以内」に行うものとし、本項を適用する理由はできるだけ具体的に記載するものとする。

なお、この通知においては、60日以内に公開決定等をする「相当の部分」を示すことは要しないものである。

#### 【運用】

- 1 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る公文書の公開決定等をできるだけ速やかに行い、通知するものとする。
- 2 請求書に形式上の不備があっても、実施機関が請求者に対し補正を求めないときは、原則どおり、当該公開請求があった日から起算して15日以内に公開決定等を行わなければならない。
- 3 第2項の規定により、決定期間は公開請求があった日から起算して最大60日まで延長することができるものであるが、期間延長は必要最小限度の範囲でなければならない。延長の理由がなくなったときは、遅滞なく公開決定等を行わなければならない。
- 4 第3項の規定により、60日以内に相当の部分につき公開決定等を行っても、公開請求は存続していることになるが、請求者は、「相当の部分」の公開を受けて、「残りの公文書」の公開を求める必要がなくなったり、「残りの公文書」の一部についてのみ公開を求めることも考えられるので、「相当の部分」の公開を行った後、必要に応じて、請求者の意向を確認するものとする。
- 5 実施機関が15日以内に公開決定等をせず、又は公開決定等期間延長等の手続をしない場合は、請求者は実施機関の不作为に対して、審査請求及び行政事件訴訟を提起することができることから、十分留意しなければならない。

(事案の移送)

第13条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、公開の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求に対する公開決定等は、当該公開請求を受けた実施機関において行うことが原則であるが、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるなど、公開請求を受けた実施機関よりも、他の実施機関の判断にゆだねた方が当該公開請求に係る公文書の公開・非公開の決定等を迅速かつ適切に行うことができると考えられる場合には、事案を移送することができることを定めたものである。

【解説】

1 第1項関係

(1) 「正当な理由があるとき」とは、本項で例示された「公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき」のほか、公開請求に係る公文書に記録された情報の重要な部分が、他の実施機関の事務・事業と密接な関連を有しているなど、他の実施機関の判断にゆだねた方が迅速かつ適切な処理ができる場合をいう。

(2) 「当該他の実施機関と協議の上」とは、公開請求を受けた実施機関と移送先として予定されている他の実施機関との協議が整った場合に移送を行うということであり、当該協議が整わなかった場合には、移送は認められず、

公開請求を受けた実施機関が公開決定等を行わなければならない。

## 2 第2項関係

事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行わなければならないが、事案の移送により、公開請求者に不利益とならないようにするため、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなされる。

したがって、事案が移送された場合の公開決定等の期限は、移送をした実施機関に公開請求があった日から起算されることになる。

また、移送前にした補正の求めは、移送を受けた実施機関がしたものとみなされることとなる。

## 3 第3項関係

(1) 移送の効果として、移送を受けた実施機関が、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開する決定を行ったときは、自らの責任において、公開の実施を行わなければならない。

(2) 「移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない」とは、事案が移送された場合であっても、公開請求に係る公文書自体が移送されるわけではないことから、移送を受けた実施機関が当該公文書を保有していない場合に、その公開請求に係る公文書の写しの提供や原本の貸与を行うなど、移送をした実施機関は、公開の実施に必要な協力をしなければならないということである。

### 【運用】

1 同一の公文書を複数の実施機関が管理している場合は、公開・非公開の判断を適切に行うことができるようにするため、公開請求を受ける窓口において、原則として公文書を作成した実施機関に対して請求するよう請求者に求めるものとする。

2 実施機関が公開請求者に対して行う通知は、「公文書公開請求事案移送通知書」により行うものとする。

3 事案の移送は、公開請求を受けた実施機関が、当該請求に係る公文書を管理しているが、公開・非公開の決定等については、他の実施機関の判断にゆだねた方が迅速かつ適切に行うことができると考えられる場合に行われるものである。したがって、公開請求を受けた実施機関が、当該請求に係る公文書を管

理していない場合には、本条は適用されないため、公開請求を受けた実施機関は、請求者に対し、他の実施機関に請求するよう求めるものとし、請求者が応じない場合は、公文書不存在の決定を行うこととなる。

(第三者保護に関する手続)

第14条 公開請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下この条、第19条及び第20条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号のイ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第18条及び第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

**【趣旨】**

1 本条第1項は、公開請求に係る公文書に県等以外の第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者の権利利益を保護する観点から、公開請求の処理を行うに当たっては、公開決定等の前に当該第三者に対して意見書提出の機会を与えることができることを定めたものである。

2 第2項は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公益上の理由等により公開しようとする場合は、公開決定の前に当該第三者に対して意見書提出の機会を与えなければならないことを定めたものである。

- 3 第3項は、意見書の提出の機会を与えられた第三者が公開に反対の意思を表示したときは、当該第三者に対して公開実施前に公開決定についての争訟機会を確保することを定めたものである。

#### 【解説】

- 1 本条における「第三者」は、条例第19条及び第20条の「第三者」と同様に、「県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの」であり、条例第25条の一般的な意味の「第三者」とは異なる意味で用いられている。

#### 2 第1項関係

- (1) 第三者に意見書を提出する機会を与えることによって、慎重かつ公正な公開決定等をする趣旨であるが、実施機関に対して意見聴取を義務付けるものではない（任意的意見聴取）。

また、第三者に公開についての同意権を付与したものではないので、第三者から反対意見書が提出された場合においても、実施機関はその意見に拘束されるものではない。

- (2) 「実施機関が定める事項」は、①公開請求の年月日、②公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容、③意見書を提出する場合の提出先及び提出期限である（施行規則第4条第1項）。

#### 3 第2項関係

- (1) 第三者に不利益をあたえることとなっても、なお優越する利益を保護するために公開する場合であり、第三者に対する適正な行政手続きを確保する観点から、実施機関に対して意見聴取を義務付けるものである（必要的意見聴取）。

なお、本項も、第三者に公開についての同意権を付与したものではないので、第三者から反対意見書が提出された場合においても、実施機関はその意見に拘束されるものではない。

- (2) 「実施機関が定める事項」は、①公開請求の年月日、②条例第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由、③公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容、④意見書を提出する場合の提出先及び提出期限である（施行規則第4条第2項）。

(3) 「当該第三者の所在が判明しない場合」とは、実施機関が、商業登記の登記簿等、公になっている記録について調査するなどの合理的な努力を行ったにも関わらず、当該第三者の所在を探知できない場合をいう。

また、第三者が死亡し、又は解散している場合も含む。

#### 4 第3項関係

公開決定後、直ちに公開を実施することとなると、公開に反対の意見書を提出した第三者は、事後に決定の違法を理由として損害賠償を求める以外に対抗する術がない。そこで、公開が実施される前に、当該第三者が行政不服審査法に基づく審査請求や行政事件訴訟法に基づく取消訴訟を提起することができるようにするため、また一方では請求者が迅速な公開の実施を期待していることも考慮し、公開を実施するまでに一定の期間をおくこととしたものである。

#### 【運用】

- 1 本条の第三者には国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人は含まれないが、これは事前の意見聴取の必要性自体を否定しているものではないので、担当課・所は、非公開情報の判断の過程で必要があると認めるときは、これらに対して適宜意見を照会するものとする。
- 2 第1項に規定する通知は、第2項の場合とは異なり、書面によることとはされていないので、口頭で通知してもかまわないが、当該第三者から文書による回答を求める場合には、「公文書の公開に係る意見照会書」により通知するものとする。なお、口頭による場合においても、後日の紛争を避けるため日時、内容等を口頭電話記録簿に明記しておくこと。

(公文書の公開の実施)

第15条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに、公開請求者に対し、当該公開決定に係る公文書の公開を実施しなければならない。

2 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

【趣旨】

本条は、条例第11条第1項の規定により、公文書を公開する旨の決定をした場合における当該公文書の公開の手続を定めたものである。

【解説】

1 第1項関係

実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに当該公文書の公開をしなければならない旨を定めているが、これは、公開決定後の速やかな公開の実施を実施機関に義務付けたものである。

「速やかに」とは、公開決定の日から公開を実施する日までの期間が、社会通念上の合理的な限度を超えて長くないことをいう。

2 第2項関係

(1) 「文書又は図画」の公開の方法

「文書又は図画」という視覚によって直接その内容を確認できる公文書については、公文書そのものを見せる「閲覧」と、その写しを作成して交付する「写しの交付」を公開の方法としている。公開を受けるものは、そのいずれか又は両方の方法を選択することができる。

写しについては、通常は複写機により複写したものとするが、マイクロフィルムの場合は用紙に印刷したものとする（施行規則第6条）。

(2) 「電磁的記録」の公開の方法

電磁的記録の公開方法については、種々の形態が考えられるところであり、特に電子計算機処理に係る情報については、再生用機器の普及状況、部分公開への対応及びセキュリティの確保に係る技術的・専門的な観点からの検討を行う必要があることから、「その種別、情報化の進展状況等を勘案して実

施機関が定める方法により行う」こととしたものである。

具体的な方法は、次に掲げる方法で、現に保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるものとする（施行規則第5条）。

ア 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 電磁的記録を用紙に出力したものの交付

ウ 電磁的記録を専用機器（公開を受ける者の閲覧、視聴又は聴取の用に供するために知事が保有するものに限る。）により再生したものの閲覧、視聴又は聴取

エ 電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

オ 電磁的記録を電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と公開を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して公開を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複製させる方法（長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年長野県条例第3号）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して公開請求があった場合に限る。）

(3) 公文書の保存に支障を生ずるおそれがあるとき等の写しの閲覧

公文書の閲覧は原則として原本により行うものであるが、原本の保存に支障を生ずるおそれがあるなど、原本を閲覧に供することが困難な場合があり得るので、その場合には写しにより行うことができることとしている。

例えば、原本の傷みが激しく、そのまま公開に供することが当該公文書の保存に支障がある場合、原本を事務又は事業に使用する必要があり閲覧に供すると事務又は事業の遂行に支障がある場合などを想定している。

【運用】

1 公開する日時は、実施機関と請求者の双方の都合がよい日を指定するよう努めるものとする。

公開の場所は次のとおりとする。

(1) 本庁各課が管理する公文書の場合は行政情報センターで行う。

(2) 合同庁舎内の現地機関等が管理する公文書の場合は行政情報コーナーで行う。

(3) 合同庁舎にない現地機関等が管理する公文書の場合は、当該現地機関等内の閲覧等に適した場所で行う。

2 担当課・所の職員は、閲覧等に立ち会い、必要に応じ説明等に当たるほか、閲覧等をする者が当該公文書を汚損又はき損することがないように留意するも

のとする。

- 3 電磁的記録を専用機器により再生して閲覧又は視聴させる場合については、各実施機関で現に保有している機器により対応するものとし、公開請求があった際に、新たに機器を購入することを要しないものとする。
- 4 上記解説中の2(2)ウに記した電磁的記録の公開については、既存のプログラムにより対応ができる方法により行うものとし、原則として、公開請求があった際に、新たにプログラムを作成することを要しないものとする。
- 5 電磁的記録の部分公開は、次のように行うものとする。
  - (1) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付をする場合は、文書又は図画を部分公開する方法に準じて行うものとする。
  - (2) 専用機器により再生したものの閲覧、視聴又は聴取の場合は、原則として、原本である電磁的記録を光ディスクに複製し、非公開とする部分を\*（アスタリスク）に置き換える等の方法により容易に区分して除くことができるときは、その複製物（コピー）に文字の置き換え等の処理を行った上で閲覧又は視聴に供するものとする。

なお、非公開部分の置き換えに多くの時間を要する場合、既存のプログラムにより行うことができない場合及び\*に置き換える等の方法を行うことにより公開する内容が変更される（計算がエラーとなる等）場合は、電磁的記録そのものでは部分公開を行わず、用紙に出力したものを部分公開することにより対応するものとする。

また、当該電磁的記録が音声データ又は映像データの場合には、当該原本を聴取又は視聴させることは不適當であるため、当該原本の内容を同種の媒体に複製して、その際に、非公開とする部分を無録音部分にする等の作業を行い対応することとする。ただし、非公開とする情報が当該原本の数箇所にて散在して録音又は録画されており、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができない場合は、全部非公開とする。また、音声データ又は映像データの前半部分又は後半部分の消去等の措置で足りる場合には部分公開を行うこととする。
  - (3) 光ディスクに複製したものの交付を行う場合も、上記イと同様の方法により対応するものとする。

(他の法令等との調整)

第16条 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が前条第2項本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わないものとする。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

#### 【趣旨】

本条は、公文書の公開等を定める他の法令等の規定との調整措置を定めたものである。

#### 【解説】

1 法律、政令、条例等において、広く一般に対する特定の公文書の公開規定（一定の場合に公開しない旨の定めがないものに限る。）があり、その公開の方法が条例第15条第2項の本文の公開の方法（文書又は図画については閲覧又は写しの交付、電磁的記録については実施機関が定める方法（施行規則第5条参照））と同一である場合には、本条例に基づく公開を重ねて認める必要がないことから、当該同一の方法による公開の限度で、本条例による公開を行わないこととするものである。

2 「他の法令等」とは、法律、政令、府省令その他国の行政機関の命令（会計検査院規則、人事院規則等）、情報公開条例以外の条例をいう。地方自治法第245条の9で規定する「処理基準」については、規則性をもたないため、本条例と並列的に取り扱うものとする。すなわち、処理基準の定めた手続に基づく公開と本条例に基づく公開のいずれを選択するかは、公開を求める者の判断にゆだねることとする。

3 「何人にも」とは、本条の調整措置の対象となる規定は、公文書が「何人にも」公開することとされているものに限ることをいう。

公文書が、本人、利害関係者等特定の者に対して公開することとされている規定については、本条例が並列的に適用されることとなる。本条例に基づき、これらの公文書の公開請求があつた場合には、当該規定の趣旨を考慮しつつ、

当該公文書に記録されている情報が、条例第7条各号の非公開情報に該当するか否かを個別に判断することとなる。

- 4 「前条第2項本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合」とは、他の法令等の規定における公開の方法が、条例第15条第2項本文に規定する公開の方法（文書又は図画については閲覧又は写しの交付、電磁的記録については実施機関が定める方法（施行規則第5条参照））と同一である場合に限って、当該同一の方法による公開をしないことをいう。

例えば、他の法令等において閲覧の方法による公開が規定されている場合、閲覧の方法による公開については、本条例では行わず、他の法令等によることとなり、写しの交付については、本条例に基づいて公開請求を行い、写しを交付することになる。

- 5 「（公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）」とは、他の法令等における公開規定の中には、公開の期間が定められているものがあり、この場合には、当該期間内に限り、本条例の調整措置の対象となることをいう。

すなわち、当該期間内においては、他の法令等の規定に定める公開の方法が条例第15条第2項本文に規定する公開の方法と同一の方法である場合に、本条例では当該同一の方法による公開を行わない。当該期間の前後においては、他の法令等の規定に公開の定めがないことから、本条例に基づく公開請求が必要となり、当該請求に対して公開決定等を行う。

- 6 「ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるとき」とは、他の法令等の規定において、何人にも公文書を公開することとされているものの、例えば「……正当な理由がなければ、これを拒むことができない。」（河川法第12条第4項）とされているなど、一定の場合に公開をしない旨の定めがあるときは、本条例に基づき公開請求をした場合の公開の範囲と必ずしも同一にならないことから、本条の調整措置の対象とならないことをいう。

- 7 「他の法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項本文の閲覧とみなして」とは、「縦覧」は、条例第15条第2項本文において、公開の方法として規定されていないが、個々人に公文書の内容が明らかに分かるように示し、見せるものであり、閲覧と実態において変りのない公開の形態であることから、他の法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、条例第15条第2項の閲覧とみなして、本条例では、閲覧の方法による公

開は行わないことをいう。

#### 【運用】

- 1 本条は、個別法等と情報公開条例との調整規定であり、個別法等による閲覧等を優先させていることから、公開請求があった場合には、個別法等の規定を十分に確認する必要がある。
  
- 2 本条の調整措置の対象となる法令等の規定として、次のような例がある（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）。
  - (1) 宅地建物取引業法第10条による宅地建物取引業者名簿等の閲覧
  - (2) 特定非営利活動促進法第30条による特定非営利活動法人の事業報告書等の閲覧及び謄写
  - (3) 土地改良法第8条第6項による土地改良事業計画書の写しの縦覧
  - (4) 道路法施行規則第1条の2第2項による県道の路線認定図面等の縦覧
  - (5) 長野県環境影響評価条例第8条による環境影響評価方法書の縦覧
  - (6) 政治資金規正法第20条の2第2項による収支報告書等の閲覧及び写しの交付

(費用の負担)

第17条 第15条第2項の規定により公文書の写し等の交付を受けるものは、実費の範囲内において実施機関が定める費用を負担するものとする。

【趣旨】

本条は、公文書の写し等の交付に要する費用の負担について定めたものである。

【解説】

- 1 「公文書の写し等の交付」とは、複写機による普通紙の複写のほか、電磁的記録を媒体に複写して交付する場合をいう。具体的には、電磁的記録を複写した光ディスクの交付である。
- 2 「実費の範囲内」とは、情報公開制度が、県民の求めに応じて公文書を公開することにより、県民の県政への参加を促進し、県政に対する理解と信頼を確保しようとする制度であるとの観点から、手数料は徴収しないが、負担の公平の観点から、写し等の作成に要する実費費用を写し等の交付を受けるものから徴収するという趣旨である。
- 3 「実施機関が定める費用」とは、長野県情報公開条例施行規則第6条（知事）等、各実施機関が定める規則又は規程において定める費用をいう。

(別表) (施行規則第6条関係)

公文書の種別		写し等	金額
1 文書 又は図 画	(1) 文書又は図画 (2)に該当する ものを除く。	ア 複写機により 複写したもの	用紙1枚につき10 円(多色刷りにあつ ては、20円)
		イ スキャナ(こ れに準ずる画像読 取装置を含む。)に より読み取ってで きた電磁的記録を 光ディスクに複写 したものの交付	光ディスク1枚に つき90円
	(2) マイクロフィ ルム	用紙に印刷したも の	用紙1枚につき10 円

2 電磁的記録	ア 用紙に出力したもの	用紙 1 枚につき 10 円 (多色刷りにあつては、20円)
	イ 光ディスクに複写したもの	光ディスク 1 枚につき 90円

(備考) 用紙の両面に複写し、又は出力するときは、片面を 1 枚として額を算定する。

### 【運用】

具体的な徴収額、徴収方法等は、施行規則第 6 条及び情報公開事務処理要領に定めるところによる。

なお、物価の変動、技術の進歩による複写方法の変更などがあつた場合は、必要に応じて、費用の額を見直すこととする。

### 第3章 審査請求等

#### 第1節 諮問等

(県立地方独立行政法人に対する審査請求)

第17条の2 県立地方独立行政法人がした公開決定等又は県立地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、県立地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

#### 【趣旨】

本条は、県から独立した法人格を有する県立地方独立行政法人による決定等が行政処分か否かについての疑義が生じないように規定したものである。

#### 【解説】

県立地方独立行政法人については、上級行政庁は存在しないため、公開決定等に不服がある者は、県立地方独立行政法人に対して審査請求を行うことになる。

県立地方独立行政法人に対する審査請求についても第18条が適用され、長野県情報公開審査会へ諮問する義務が生じる。

(審理員の指名に関する規定の適用除外)

第17条の3 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

**【趣旨】**

本条は、公文書の公開に係る審査請求については、行政不服審査法上の審理員を指名する規定を適用しないこととしたものである。

**【解説】**

行政不服審査法第9条第1項は、審理手続を行う者として、審査庁に所属する職員の中から審理員を指名することとしているが、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合は、審理員の指名を不要としている。

本条例に係る審査請求については、情報公開審査会に諮問し、答申を受けた上で裁決を行うこととしており、現行の体制で審理の公正性が確保されていることから、本条により、審理員の指名は不要とした。

(審査会への諮問)

第18条 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、長野県情報公開審査会に諮問をし、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。

**【趣旨】**

本条は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があった場合、各号に該当するときを除き、実施機関は情報公開審査会へ諮問することを義務付けたものである。

**【解説】**

- 1 公開決定等は、行政不服審査法に規定する「処分」に当たり、公開決定等又は公開請求に係る不作為について不服がある者は、同法により処分庁の上級行政庁に対する審査請求（上級行政庁がないときは、処分庁に対する審査請求）をすることができる。

条例の実施機関では、警察本部長については公安委員会が上級行政庁に当たり（行政実例：平成12年6月12日自治行第34号）、警察本部長の公文書の公開に不服がある者は、公安委員会に対して審査請求を行うことになるが、これ以外の実施機関については、上級行政庁は存在しないため、公文書の公開に不服がある者は、当該実施機関に対して審査請求を行うことになる。

なお、知事は、公営企業管理者の上級行政庁には当たらない。

この審査請求としては、非公開決定に対し、公開請求者が当該決定の取消しを求める審査請求を起こすことが典型であるが、第三者に関する情報が記録された公文書について公開決定がされた場合には、当該情報に係る第三者が取消しを求める審査請求を起こすことも考えられる。

- 2 「次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、長野県情報公開審査会に諮問をし、当該審査請求についての裁決をしなければならない」とは、審査請求の審査においては、当事者である実施機関の自己評価のみに任せるの

ではなく、第三者的立場からの評価を踏まえた判断を加味することで、より客観的で合理的な解決ができることを期待し、公文書の公開に対する審査請求があったときは、情報公開審査会に対する諮問を行い、情報公開審査会の答申を受けて、裁決すべきこととしたものである。

ただし、情報公開審査会への諮問義務の例外として、本条第1号及び第2号に該当する場合は、諮問を要しないこととしている。

実施機関は、情報公開審査会の答申を受けた後、審査請求に対する裁決を行うことになる。

実施機関が答申を尊重すべき義務を条例には規定していないが、情報公開審査会制度を設けた趣旨にかんがみ、答申を尊重するのは当然のことである。

なお、行政不服審査法においても、審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の制度があるが、本条例第17条の3の規定並びに行政不服審査法第43条第1項本文及び同項第2号の規定により、これらの手続は行わない。

### 3 第1号関係

本号は、行政不服審査法第45条第1項に基づき却下する場合を意味する。

本号に該当するケースとしては、次のようなものが考えられるが、これらは、第三者の意見を聴くまでもなく、客観的に判断できるものであるので、諮問を要しないこととしている。

- (1) 審査請求が審査請求期間（原則として「処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内」。行政不服審査法第18条参照）の経過後にされたものであるとき。
- (2) 審査請求をすべき実施機関を誤ったものであるとき。
- (3) 審査請求適格のない者からの審査請求であるとき。
- (4) 存在しない公開決定等についての審査請求であるとき。
- (5) 審査請求書の記載の不備等について、補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため、形式的不備のある審査請求であるとき（行政不服審査法第23条参照）。

### 4 第2号関係

- (1) 本号は、審査請求人の主張を全面的に認めるケースであり、審査会に諮問する必要性がないため、諮問義務の例外としている。
- (2) 本号の「公文書の公開」に含まれるのは、一部公開決定（非公開とした部分に係るもの）及び非公開決定であり、公文書の全部公開の場合は含まれない。

なお、第三者からの公開決定の取消しを求める審査請求を認容しようとする場合には、公開請求者の主張の機会を確保することが必要であるため、諮

問義務の例外とはしていない。

- (3) 「**審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき**」とは、非公開とした判断が違法又は不当であり、公開が相当であることを理由として、裁決で非公開決定を取り消す場合及び原処分を公開する旨の決定に変更する場合を意味する。

なお、不作為についての審査請求において、行政不服審査法第49条第3項各号の規定により、当該不作為が違法又は不当であり、一定の処分をすべきものと認められ、審査請求に係る公文書の全部を公開する場合を含める。

- (4) 「**審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき**」とは、公開請求者が非公開とされた公文書のうちの一部についてのみ審査請求をした場合には、当該部分のすべてについて公開する場合を意味するものであり、審査請求人が非公開を争わなかった部分については、対象とならない。

- (5) 「**当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。**」という本号ただし書は、紛争の一回的解決を図る趣旨である。

反対利害関係人が存在する場合に、審査請求に対する裁決で、非公開決定を取り消し、公文書の公開を行うとなると、当該裁決については審査請求をすることができない（行政不服審査法第7条第12号）ことから、当該利害関係人が裁決の取消訴訟を提起することが考えられる。

しかしながら、情報公開審査会制度を設けた趣旨にかんがみ、このようなケースについては、審査請求の段階で情報公開審査会の答申を踏まえることが適当であり、反対利害関係人が存在することが明確な場合、すなわち第14条の規定により第三者に意見書提出の機会を与えた場合であって、公文書の公開について当該第三者が反対の意思を明らかにしている場合は、諮問しなければならないこととした。

#### 【運用】

審査請求の内容が不明確な場合には、実施機関は諮問を行う前に、審査請求人に対して釈明要求を行うことが適当である。

(諮問をした旨の通知)

第19条 前条の規定により諮問をした実施機関（第22条において「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。）
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

#### 【趣旨】

本条は、条例第18条の規定により審査会に諮問した実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、審査請求人等に対し、諮問をした旨を通知しなければならないことを定めたものである。

#### 【解説】

1 情報公開審査会における調査審議の手続きにおいては、審査請求人等に、情報公開審査会に対する口頭による意見陳述の申立てや、意見書又は資料の提出の機会等が与えられており、審査請求人等がこれらの機会を行使できるよう、情報公開審査会における調査審議の手続きが始まったことを知らせる必要がある。

このため、実施機関は、情報公開審査会に諮問をしたときは、諮問をした旨を審査請求人等に対して通知しなければならないこととしたものである。

また、この規定は、審査請求後、諮問までの期間を対外的に明らかにするものでもある。

2 諮問をした旨を通知しなければならない相手方は次のとおりである。

- (1) **審査請求人**（公開請求者が全部又は一部を非公開とする決定に対して審査請求した場合、公開決定等について反対意見書を提出した第三者が全部又は一部を公開とする決定に対して審査請求をした場合等が考えられる。）
- (2) **参加人**（公開請求者が審査請求人の場合は、公開決定等について反対意見書を提出した第三者が参加人になることが、また、当該第三者が審査請求人の場合は、公開請求者が参加人になることが考えられる。）
- (3) **公開請求者**（公開請求者が審査請求人又は参加人となっていない場合であっても、当該請求者に通知をするものとする。）
- (4) **公開決定等について反対意見書を提出した第三者**（当該第三者が審査請求

人又は参加人となっていない場合であっても、当該第三者に通知をするものとする。)

- 3 「参加人」とは、行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいい、利害関係人が諮問実施機関の許可を得て参加する場合と、諮問実施機関の求めに応じて参加する場合がある。

**【運用】**

諮問実施機関が審査請求人等に対して行う通知は、「情報公開審査会諮問通知書」により行うものとし、情報公開審査会への諮問後速やかに行うこととする。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 【趣旨】

本条は、審査請求に対する裁決と公開の実施日との間に少なくとも2週間を置くこと等により、第三者が取消訴訟を提起する機会を保障しようとするものである。

#### 【解説】

1 「**第三者からの審査請求を棄却する場合等**」とは、①実施機関が公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決を行うとき、②第三者である参加人が反対意見書を提出している場合において、審査請求に係る公開決定等を変更し、公文書を公開する旨の裁決を行うときをいう。実施機関が、上記裁決を行った後、直ちに当該公文書を公開すると、第三者は公開決定に対する取消訴訟を提起する機会を失ってしまうことになり、第三者の利益が損なわれることになる。

そこで、本条第1号又は第2号により公文書を公開する場合は、条例第14条第3項の規定を準用して、決定等と公開の実施日との間に少なくとも2週間を置かなければならないこととしたものである。

2 第2号は、公開決定等が裁決により変更された場合の規定であり、非公開決定が裁決で取り消された結果、実施機関が新たに行う公開決定については、条例第14条第3項の規定が直接適用されることになる。

3 「**第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る**」とは、第三者の利益を保護する一方で、速やかな公開実施を求める審査請求人の立場も考慮し、非公開決定に対する審査請求において、参加人として非公開決定を擁護していた第三者に限定しているものである。

### 【運用】

第2号の規定は、第三者が参加人になっている場合に限定している。第三者の意に反して、公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決を行う場合もあるため、できるだけ第三者には参加人になってもらうことが望ましいと考える。また、第三者が参加人になっていない場合においても、当該第三者に配慮した取扱いが必要である。

## 第2節 情報公開審査会

(情報公開審査会)

第21条 第18条の規定による諮問に応じた審査請求に関する調査審議、第33条第3項の規定により意見を聴かれた事項の審議及び情報公開に関する事項についての建議を行うため、長野県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、5人の委員をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 【趣旨】

本条は、審査会の設置及び組織等について定めたものである。

### 【解説】

- 1 審査会は、条例第18条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議等を行うため、地方自治法第138条の4第3項による知事の附属機関として設置されるものであるが、知事以外の実施機関からの諮問に対しても調査審議を行うものである。
- 2 審査会は、実施機関の行った公開・非公開の決定に対する審査請求について、当事者である当該実施機関の自己評価のみに任せるのではなく、第三者的立場からの評価を踏まえた判断を加味することによって、より客観的で合理的な解決を図ることを目的として設置されるものである。
- 3 審査会は、実施機関の諮問に応じ、審査請求のあった公開決定等について調査審議を行うばかりではなく、出資法人等の公開決定等に対する異議の申出等について実施機関から意見を聴かれた場合にも、審議を行うものとされている。  
また、情報公開制度の見直しや制度運営上の改善等、情報公開全般に関する事項について、実施機関から諮問を受けない場合であっても、自らの判断に基づき実施機関に対し意見を述べることができるものである。
- 4 委員は公平性、迅速性に配慮して5人とし、学識経験を有する者のうちから

知事が任命するものである。

また、任期は2年であるが、再任は妨げないものである。

- 5 審査会の委員は、地方公務員法上特別職に該当することから、同法による守秘義務を負わないものであるが、実施機関が非公開にした個人に関する情報や企業の営業秘密に関する情報等を直接見分できること、公正中立な第三者的立場からの審議が求められること等から、本条例により守秘義務を課すこととしたものである。

なお、この守秘義務違反に対しては、条例第36条の規定により罰則が設けられている。

#### 【運用】

- 1 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例第28条の規定により、長野県情報公開審査会規則で定める。
- 2 審査会の庶務は、情報公開・法務課において処理するものとする。

(審査会の調査権限)

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

【趣旨】

本条は、審査会が適切な判断を行えるようにするため、審査のために必要な調査を行うことができる旨を定めたものである。

【解説】

1 第1項関係

(1) 本項は、実施機関の行った公開決定等の判断が妥当かどうか、非公開情報が当該公文書に記載されているか、部分公開の範囲が適切かなどについて、迅速かつ適切に判断するため、公開決定等の判断がなされた公文書を審査会が直接見分することができるインカメラ審理の権限を審査会に認めたものである。

(2) 「必要があると認めるとき」とは、審査請求の対象となった公文書に記録されている情報の性質、当該事案の証拠関係等に照らし、審査会が当該文書を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性等の不利益と、当該文書を審査会に提示することにより生ずる行政上の支障等の不利益とを比較衡量した結果、なお必要と認められる場合であることを意味する。

(3) 「何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。」とは、審査会に公開決定等に係る公文書の写しが提出された場合

において、当該公文書の写しについて、審査会に対しては、公開請求のほか、情報提供の求めや審査請求人等による閲覧等の求めもできないことを明らかにしたものである。

## 2 第2項関係

本項は、審査会の調査権限を担保するため、諮問実施機関は、審査会から審査請求のあった公開決定等に係る公文書の提示を求められたときは、これに応じなければならないことを定めたものである。

## 3 第3項関係

(1) 本項は、審査請求のあった公開決定等に係る公文書の量が多く、複数の非公開情報が複雑に関係するような事案などの審査では、争点を明確にし、審査を促進する上で、審査請求のあった公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を分類し、又は整理した資料（ヴォーン・インデックス）が有効であることから、審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、その指定する方法により、ヴォーン・インデックスを作成するよう求めることができることを定めたものである。

(2) 「必要があると認めるとき」とは、審査会が当該事案に対しての審査を迅速かつ適切に行うために必要であると認めるときをいう。

審査会の調査としては、第1項により公開決定等に係る公文書を直接見分して行う方法があり、新たに資料を作成・提出させることは諮問実施機関に負担を課すことにもなるため、すべての事案についてヴォーン・インデックスを求めることとなるものではない。

(3) 「審査会の指定する方法」とは、個々の事案に即した最も適切な方法として審査会が指定する方法である。

## 4 第4項関係

(1) 審査に必要な情報を十分に入手できるよう、審査会は、インカメラ審理やヴォーン・インデックスの提出要求のほか、審査請求人等に意見書や資料の提出を求めたり、適当と認める者に陳述や鑑定を求めるなどの調査をすることができることを定めたものである。

(2) 「鑑定」とは、特別の学識経験によってのみ知り得る法則その他の専門的知識等、あるいは当該事案にその法則を当てはめて得た結論をいう。

- (3) 「その他必要な調査」とは、審査会が適切な判断を行うために必要と認められた調査であり、諮問実施機関に対する口頭での説明要求、物件の提出要求、検証、実地調査等が考えられる。

**【運用】**

- 1 諮問実施機関は、審査会から公開決定等に係る公文書の提示や意見書又は資料の提出を求められた場合は、審査に支障のないよう速やかに対応するものとする。
  
- 2 審査会は、実施機関から諮問を受けたときは、当該実施機関に対して、相当の期間を定めて、公開決定等の理由を説明する書面（理由説明書）の提出を求めるものとする。また、理由説明書が提出されたときは、速やかに審査請求人や参加人に送付し、相当の期間を定めて、これに対する意見書の提出を求めるものとする。

(意見の陳述等)

第23条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

#### 【趣旨】

審査会の調査審議は、その取り扱う事件の性質に照らし、また、簡易迅速な権利利益の救済を確保するため、職権に基づき、書面を中心に行うことを原則としている（条例第22条参照）。

本条は、この書面審理の原則の例外として、審査請求人等に弁明、反論の機会を保障することが、これらの者の権利利益の保護に資する面があるとともに、十分な資料が集まるようにすることで審査会の判断の適正にも資する面があるため、原則として、審査請求人等が審査会において、口頭による意見陳述権及び意見書等の提出権を有することを定めたものである。

#### 【解説】

1 「ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。」とは、事件の迅速な解決と審査会全体の調査審議の効率性の確保の観点から、審査請求人等の意見を全面的に認めるときや、同一の公文書の公開・非公開の判断の先例が確立しているときなどは、改めて審査請求人等の意見を聴く必要はないことを意味する。

2 「審査会の許可を得て」については、審査会の判断に任せられるが、審査請求人又は参加人の精神的・肉体的状況から判断して審理の進行上必要と認められる場合には、当然に許可されるべきであり、一方、許可する場合にも、調査審議の手続きの混乱と遅延を防止するため、合理的な範囲にその人数を制限することができるものである。

3 「補佐人」とは、行政不服審査法第31条第3項に規定する「補佐人」と同義であり、弁護士や代理人など特別の職業や地位は特に求められていないが、自

然科学的・人文科学的な専門知識をもって審査請求人又は参加人を援助できる第三者などである。

- 4 「意見書又は資料」の「意見書」とは、事件についての審査請求人等の意見を記録した文書、「資料」とは、口頭意見陳述又は意見書の内容を裏付ける文書その他の物である。
- 5 「相当の期間」とは、いつ提出してもよいということでは調査審議が遅れることにもなりかねないため、行政不服審査法と同様に、調査審議の遅延防止の観点から、審査会が意見書等の提出期限を定めた時には、その期限内に提出しなければならないことを意味する。したがって、当該期限を過ぎてから提出された意見書又は資料については、審査会は、その受け取りを拒否することができる。このため、提出期間は意見書・資料を準備・提出するのに社会通念上必要と考えられる期間としなければならないものとする。

#### 【運用】

補佐人の数は4人以内とし、事前に審査請求人等から「補佐人申出書」を提出させた上で、審査会で許可等を判断するものとする。

(委員による調査手続)

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第22条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は前条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

**【趣旨】**

本条は、審査会の指名する委員に、必要な調査及び意見陳述の聴取等をさせることができることを定めたものである。

**【解説】**

1 提示された公文書の閲覧や審査請求人等からの意見聴取等の手続は、一般的には、合議体である審査会が行うこととなるが、すべての調査等を審査会において行うのは非効率であり、審査の迅速性を確保するためには、委員に必要な調査を行わせた上で、その調査結果や入手した資料を基に会議で審議を行うことが適切な場合がある。

このため、本条では、審査会が必要があると認めるときは、審査会の指名する委員に調査等を行わせることができることとしたものである。

2 審査会が、その指名する委員に、調査等を行わせる事例として次のようなものが考えられる。

(1) 公開決定等に係る公文書が現地機関等にある場合であって、当該原本を審査会に送付すると事務に支障が生じたり、当該公文書が極めて大量であるため写しを作成し送付すると多額の経費が必要となるときに、当該現地機関等を訪問し、公文書を閲覧すること。

(2) 審査請求人、参加人又は適当と認める者が審査会へ出席することが困難な場合に、当該審査請求人等の所在地を訪問し、意見の陳述を聴くこと、又はその者の知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることなどの必要な調査を行うこと。

**【運用】**

1 どのような場合が「必要があると認めるとき」に当たるかについては、個々の事案に応じて、審査会が判断することとなる。

2 本条により指名された委員が調査等を行った場合は、審査会に速やかに調査等の結果を報告するものとする。

(意見書等の送付)

第25条 審査会は、第22条第4項又は第23条第3項の規定により審査請求人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、審査会に提出された意見書又は資料の写しの審査請求人等への送付について定めたものである。

#### 【解説】

- 1 本条は、審査請求の当事者が、相手方の主張を知って反論等を尽くすことができるようにし、また、審査会においても公正かつ円滑な審査が行えるようにするため、原則として、審査会に提出された意見書又は資料の写しを、当該意見書又は資料を提出した者以外の者へ送付することとしたものである。
- 2 「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき」とは、審査会に提出された意見書又は資料に、第三者である個人又は法人等に関する情報が記録されており、その写しを送付することにより、当該個人又は法人等の利益を害するおそれがある場合をいう。
- 3 「その他正当な理由があるとき」とは、審査会に提出された意見書又は資料の写しを審査請求人等に送付することにより、県又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などをいう。

#### 【運用】

審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、その写しを速やかに、当該意見書又は資料を提出した者以外の者へ送付するものとする。

(調査審議手続の非公開)

第26条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

**【趣旨】**

本条は、審査会の調査審議手続が非公開であることを定めたものである。

**【解説】**

審査会の調査審議は、一般的な政策を審議する審議会とは異なり、実施機関による公文書の公開決定等の適否について行われるものであるため、審議を公開すると、特定の個人のプライバシーや法人等の営業秘密に属するような本来非公開とすべき情報が公になるおそれがあり適当ではない。また、非公開とされた文書が必要に応じてインカメラで審理して議論する手続が採用されていることから、審議そのものを非公開としたものである。

また、このような理由から、審査会の調査審議は、審査請求人、実施機関等の当事者の出席の下に審議を進める公開の対審ではなく、書面審理を中心として行うこととしている。

なお、審査会としての説明責任は、答申の内容の公表(条例第27条)を通じて、担保されるものとする。

**【運用】**

本条の「調査審議」は条例第21条第1項に規定する「調査審議」及び「審議」のことである。

したがって、同項の情報公開に関する事項についての建議に係る審査会の会議については、審査会がその都度公開・非公開を決定する。

(答申書の送付等)

第27条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

### 【趣旨】

本条は、審査会が答申をしたときは、審査請求人及び参加人に答申書の写しを送付するとともに、答申の内容を一般に公表すべきことを定めたものである。

### 【解説】

1 審査請求人及び参加人は事件の関係者であることに加え、審査請求に対する裁決に不服があり、訴訟を提起する場合においては、審査会の答申が資料としても必要であると考えられることから、これらの者の便宜を図るため、答申書の写しを送付することとしたものである。

また、審査会の調査審議手続が非公開であることから、答申の内容を公表することは、審査会の説明責任と手続の透明性を確保する役割を担うこととなり、また、諮問実施機関が審査会の答申を尊重する担保にもなり得る。

なお、答申は諮問をした実施機関に対してなされるものであるため、答申書自体は当然ながら当該実施機関に送付される。

2 公表するものを答申書自体ではなく、「答申の内容」としたのは、答申書には、審査請求人や参加人の氏名等、一般に公表することが不適当なものが含まれているため、それを除いて公表するという趣旨である。

### 【運用】

1 審査会は、答申後速やかに答申書の写しの送付及び答申の内容の公表を行うものとする。

2 諮問実施機関は、審査会の答申を得たときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決を行うものとする。

3 「答申の内容」の公表に当たっては、個人に関する情報等、公表することが不適当なものを明らかにすることがないように配慮するものとする。

4 公表は、答申の内容等を県のホームページに掲載するなどの方法により行うものとする。

(規則への委任)

第28条 この節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

**【趣旨】**

本条は、審査会の組織及び運営に関する細部事項については、知事が規則で定めることを規定したものである。

**【解説】**

1 「審査会の組織及び運営に関し必要な事項」とは、

- (1) 会長の選出方法
- (2) 会長の職務内容
- (3) 会長職務代理者
- (4) 会議の招集
- (5) 定足数

等である。

2 「知事が規則で定める」

本条の規定により、長野県情報公開審査会規則が定められている。

## 第4章 雑則

### 第29条 削除

(参考 旧条例)

(公文書の管理)

第29条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の分類、作成、保存、廃棄その他の公文書の管理に関する必要な事項を定めるとともに、公文書を適正に管理するものとする。

#### 【当該規定削除の経緯】

従来、情報公開制度が適正かつ円滑に運用されるためには、請求の対象となる公文書が適正に管理されていることが前提であり、情報公開制度と文書管理は、言わば「車の両輪」の関係にあるといえることから、この条例に基づく公開請求の対象となる公文書が適切に分類、作成、保存、廃棄等がなされるよう、実施機関は文書管理に関する基本的事項を定めなければならないこと、また、情報公開制度が適正かつ円滑に運用される前提として、公開請求の対象となる公文書を、実施機関が適正に管理する責務があることを定めていた。

しかし、長野県公文書等の管理に関する条例の施行により、公文書の作成、保存、廃棄等の手続きは同条例の規定に基づき行われることとなったため、本規定を削除したものである。

(公開請求のための情報の提供等)

第30条 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が管理する公文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

### 【趣旨】

本条は、この条例の円滑な運用を確保するため、実施機関に対し、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求ができるよう、適切な措置を講ずべきことを定めたものである。

### 【解説】

1 「公文書の特定に資する情報の提供」とは、公開請求をしようとする公文書を具体的に特定するのに役立つ情報を提供することを意味する。

公開請求の手続について定めた条例第6条第1項では、公開請求をしようとするものは、実施機関に対し請求書を提出することとされており、当該請求書には「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」を記載することとされている。しかし、一般的に、自分の知りたい事柄に関する情報が、公開請求をしようとする実施機関においてどのような形で記録されているかを知ることは容易でないと考えられる。

このため、公開請求をしようとするものが、容易かつ的確に公文書を特定できるようにするため、実施機関は、公開請求をしようとする公文書を具体的に特定するのに役立つ情報の提供を行うことが必要である。

具体的には、行政情報センター及び行政情報コーナーへ公文書目録検索システムを利用できるパソコンを備え付けること、行政情報センター及び行政情報コーナーの相談員が公文書を管理している課所名を伝えること、実施機関の職員が請求者の求める情報が記載されている公文書の名称を伝えること等が考えられる。

2 「その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置」とは、本条例の内容の説明、公開請求の方法（公開請求書の記載方法、提出先）や公開請求事務の流れに関する情報提供等が考えられる。

### 【運用】

1 公文書特定の参考となる資料として、県ホームページ上に公文書目録検索シ

システムを整備するとともに、県ホームページを閲覧できるパソコンを行政情報センター及び行政情報コーナーに備え付け、一般の閲覧に供するものとする。

- 2 行政情報センター及び行政情報コーナーに、「情報公開事務の手引」や請求から公開までの事務の流れに関する資料等を置き、情報公開制度の周知に努めるものとする。

(実施状況の公表)

第31条 知事は、毎年この条例の規定に基づく公文書の公開の実施状況を公表するものとする。

**【趣旨】**

本条は、公文書の公開の実施状況の公表についての知事の責務を定めたものである。

**【解説】**

情報公開制度が十分に機能しているかどうかは、その目的に照らして重要な意味があり、実施状況を把握し、必要と認める場合にはその改善措置を適時適切に講ずることが必要である。

また、情報公開制度の実施状況を把握して今後の適正な運用を図るとともに、実施状況を一般に公表することにより、情報公開制度の運用について公正性と透明性の向上を図ることが必要である。

**【運用】**

1 公表事項

次のものを公表することとする。

- (1) 公開請求の件数
- (2) 公開請求の処理状況
- (3) 審査請求の件数
- (4) 審査請求の処理状況
- (5) その他必要な事項

2 公表事項の取りまとめ

公表事項は、情報公開・法務課において取りまとめるものとする。

3 公表の時期及び方法

毎年度6月末日までに前年度分を取りまとめ、長野県公式ホームページに掲載する等の方法により公表するものとする。

(情報提供施策の充実)

第32条 県は、県政に関する正確で分かりやすい情報を県民が迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

【趣旨】

本来、情報の公開とは、県民への説明責任の観点から、県民からの請求を待つて公開するという受動的な請求制度によらずとも、義務的な情報の公表も含めて能動的かつ積極的に情報を提供することが原則である。その意味で本条は、情報公開請求制度を含めた情報公開の総合的な推進を図るための情報提供施策の拡充について、県が負う努力義務（責務）を定めたものである。

【解説】

- 1 「正確で分かりやすい情報」とは、内容が正確なことに加えて、だれにとっても容易に理解し得る情報という意味であり、難解な用語や必要以上に片仮名を使用した公文書は、分かりやすい情報とは言えない。
- 2 「迅速かつ容易に得られるよう」とは、県民にとって素早く、また手軽に情報が得られることをいい、テレビ・ラジオ・新聞を通じての広報、県のホームページへの掲載並びに行政情報センター及び行政情報コーナーへの各種行政資料の備え付け等の方法が考えられる。
- 3 「情報提供施策の充実」とは、情報提供（＝県民からの請求を待つことなく、県が自主的に情報を公にすること）の量的な拡充又は質的な向上に努め、報道機関への積極的な情報提供及び自主的な広報活動その他の情報提供施策の整備並びに情報通信機器等の活用による提供手段の改善に全庁的に取り組むことである。
- 4 「情報公開の総合的な推進」とは、情報公開請求制度と情報提供施策（情報の自主的提供制度＋情報の義務的公表制度）を推進させるということである。

【運用】

- 1 情報提供施策を充実させるために、県民の県政に対する意見及び要望を幅広く適切に把握する広聴活動を積極的に行い、その成果を情報提供施策へ還元することで、県民が必要とする県政に関する情報を効果的に提供できるよう広聴機能等情報収集機能の充実にも努めるものとする。

2 情報提供施策の具体例としては、次の(1)に掲げる情報を、(2)のような手段で広く県民に提供することが考えられる。

(1) 提供情報の種類

- ア 県の長期計画、その他重要な基本計画
- イ 県の主要事業に関する事項
- ウ 環境、保健衛生、防災等県民生活の安全と密接な関係がある事項
- エ 審議会等への提出資料及び審議結果
- オ 県が行う行事、試験等に関する事項

(2) 情報提供の手段

- ア 県の広報誌、ホームページへの掲載
- イ テレビ・ラジオ・新聞を通じたの広報
- ウ 行政情報センター及び行政情報コーナーへの備え付け

(出資法人等の情報公開)

第33条 県が出資その他の財政支出を行う法人であって、県の施策と密接な関連を有する事業を実施するものとして実施機関（県立地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）が定めるもの（以下この条において「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にかんがみ、出資法人等の管理する情報の公開に関して、当該出資法人等の性格及び業務内容に応じ必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、出資法人等の情報公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 実施機関は、出資法人等が行った情報の公開等に対してされた異議の申出等に関して、当該出資法人等から意見を聴かれたときは、必要に応じ審査会の意見を聴いた上で、当該出資法人等に対し、助言するものとする。

【趣旨】

本条は、出資法人等について、これまで以上に情報公開を推進するため、必要な措置を講ずること、また、実施機関は、出資法人等の情報公開が推進されるよう、必要な措置を講ずることを定めたものである。

【解説】

- 1 出資法人等は、県とは別個の独立した法人であるため、条例上の実施機関とすることは困難であるが、県が出資その他の財政上の支出・援助等を行っており、その保有する情報の公開を進めていく必要があるものについては、出資法人等の設立趣旨や自律性に配慮しつつ、出資法人等が自主的に情報公開に努める責務について定める一方、実施機関に対しては、出資法人等の情報公開について必要な措置を講ずる責務を課すことを定めたものである。
- 2 「出資その他の財政支出」とは、資本金・基本財産その他これらに準ずるものに対する出資・出捐、運営費・事業費に対する補助金、負担金、交付金、貸付金、利子補給その他の財政的援助、損失補償、委託費等の支出をいう。  
「県の施策と密接な関連を有する事業」とは、県が反復・継続的に財政支出を行う事業、事業計画について根拠法により知事の承認を必要とする事業、県有財産の取得・管理等に係る事業等をいう。
- 3 「出資法人等の管理する情報の公開に関して必要な措置を講ずる」とは、出

資法人等が、本条例の趣旨にのっとり、当該出資法人等の情報公開に関する規程を設けるなど、その保有する情報を自主的に公開するための制度を整えることをいう。

- 4 「出資法人等の情報公開が推進されるよう、必要な措置を講ずる」とは、実施機関が出資法人等に対し、情報公開に関する制度を整備するよう、標準的な規程（モデル要綱）を示すなどして、必要な指導助言等を行うことをいう。
- 5 第3項は、実施機関の公開決定等に対する審査請求については、第18条の情報公開審査会への諮問の制度があるが、出資法人等の文書公開等に対して異議の申出等があった場合についても、審査会の意見を聴くことができることとしたものである。

#### 【運用】

- 1 実施機関が、本条に規定する法人を定めたときは、当該法人の名称を告示するものとする。
- 2 出資法人等は、実施機関が提示したモデル要綱をもとに必要な規程整備を講じるなど、自主的に情報公開に取り組むこととなる。

(適用除外)

第34条 法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定が適用されない公文書については、この条例の規定は、適用しない。

### 【趣旨】

本条は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）」において適用除外とされる公文書については、本条例においても適用除外とすることを定めたものである。

### 【解説】

登記、特許、刑事訴訟手続の制度等、文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されている場合には、当該制度にゆだねることが適当なものもある。これらについて、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第43号、以下「整備法」という。）」では、情報公開法の適用除外とする措置をとった。

本県においても、整備法で規定する公文書を有していることから、国の制度との整合性を考慮し、情報公開法が適用されない公文書については、本条例においても適用除外としている。

なお、都道府県にも現在存在する公文書は、①漁業法（昭和24年法律第267号）第50条第1項に規定する「免許漁業原簿」、②刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」の2種類である。

### 【運用】

#### 1 漁業法第50条第1項に規定する免許漁業原簿

漁業権は物権とみなされ（漁業法第23条第1項）、免許漁業原簿に登録することとなっている（同法第50条第1項）。免許漁業原簿については、専ら私人間の取引の安全等を図り、司法上の権利を保護するため、謄本若しくは抄本の交付又は閲覧という、個別の法令で自己完結的な制度が設けられていること、また、情報公開法の制定に伴い、漁業法第50条第3項の規定として、免許漁業原簿については、情報公開法の規定は適用しないこととされたことから、本条例においても適用除外とするものである。

#### 2 刑事訴訟法に規定する訴訟に関する書類及び押収物

刑事訴訟法では、裁判の公正の確保、訴訟関係人の権利保護等の観点から、訴訟に関する書類は、公判の開廷前に公開することを原則禁止する一方、事件

終結後においては、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認めている。

このように刑事訴訟に関する書類については、刑事訴訟手続きにおいて完結的な制度が確立されていること、また、情報公開法の制定に伴い、刑事訴訟法第53条の2の規定として、訴訟に関する書類及び押収物については、情報公開法の規定は適用しないこととされたことから、本条例においても適用除外とするものである。

(補則)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

**【趣旨】**

本条は、この条例の施行に関して必要な事項は、実施機関が定めることを規定したものである。

**【解説】**

この条例の実施機関は、それぞれ独立して権限を行使する機関であることから、この条例の施行に関し必要な事項は、各実施機関がそれぞれ定めることとしたものである。

**【運用】**

条例の施行に関して必要な事項は、各実施機関がそれぞれ定めることとしているが、運用において整合性を保つことが必要であることから、条例の施行に関し必要な事項を定め、又は変更しようとするときは、その旨を各実施機関に通知するとともに、連絡調整を十分に行うものとする。

(罰則)

第36条 第21条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

**【趣旨】**

本条は、情報公開審査会委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合の罰則を定めたものである。

**【解説】**

情報公開審査会の委員は、地方公務員法上、特別職とされているため、地方公務員法上の守秘義務（第34条）及び守秘義務に対する罰則（第60条）の規定が適用されないが、審査会が、条例第22条第1項において、公開決定等に係る非公開文書を諮問実施機関に提示させ、実際に当該非公開文書を見分して審査を行う（インカメラによる審査）など、その調査権限を強化したことから、審査会委員の守秘義務違反について、罰則を設けたものである。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の規定（公安委員会及び警察本部長に係る部分に限る。）及び次項第2号の規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の長野県情報公開条例（次項及び附則第4項において「新条例」という。）の規定は、次の各号に掲げる実施機関が管理している公文書については、当該各号に定める日以降に作成し、又は取得した公文書に適用する。
  - (1) 議会 平成11年10月1日
  - (2) 公安委員会及び警察本部長 平成13年4月1日
- 3 改正前の長野県公文書公開条例の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に従前の長野県公文書公開審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、新条例第21条第4項の規定により、審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成13年9月30日までとする。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)
- 5 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2中「公文書公開審査会」を「情報公開審査会」に改める。

(特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正)
- 6 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和27年長野県条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1中「公文書公開審査会」を「情報公開審査会」に改める。

附 則（平成14年10月21日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月24日条例第9号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月27日条例第41号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第11号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第6号）

この条例は、郵政民営化法（平成17年法律第97号）の施行の日から施行する。

附 則（平成21年12月17日条例第49号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日条例第6号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月14日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月23日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。  
（長野県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 3 長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年長野県条例第47号）の一部を次のように改正する。  
第2条中長野県個人情報保護条例第2条に1号を加える改正規定を次のように改める。

附 則（平成29年12月18日条例第50号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行前に第1条の規定による改正前の長野県個人情報保護条例（次項において「旧個人情報保護条例」という。）の規定に基づき実施機関がした処分、手続その他の行為又は第2条の規定による改正前の長野県情報公開条例（次項において「旧情報公開条例」という。）の規定に基づき実施機関がした処分、手続その他の行為のうち、この条例の施行の日以後において公立大学法人長野県立大学（以下この項及び次項において「長野県立大学」という。）が処理することとなる事務に係るものは、第1条の規定による改正後の長野県個人情報保護条例（次項において「新個人情報保護条例」という。）又は第2条の規定による改正後の長野県情報公開条例（次項において「新情報公開条例」という。）の相当規定に基づき長野県立大学がしたものとみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例の規定に基づき実施機関に対してされている請求その他の行為又は旧情報公開条例の規定に基づき実施機関に対してされている請求その他の行為のうち、この条例の施行の日以後において長野県立大学が処理することとなる事務に係るものは、新個人情報保護条例又は新情報公開条例の相当規定に基づき長野県立大学に対してされたものとみなす。

附 則（令和2年3月19日条例第8号）  
（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
（長野県情報公開条例の一部改正）
- 9 長野県情報公開条例の一部を次のように改正する。  
第2条第2項第2号中「もの」を「もの（前号に掲げるものを除く。）」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。  
（2）長野県公文書等の管理に関する条例（令和2年長野県条例第8号）第2条第4項に規定する特定歴史公文書  
第29条を次のように改める。  
第29条 削除

附 則（令和4年10月20日条例第38号）  
（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
（長野県情報公開条例の一部改正）
- 9 長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）の一部を次のように改正する。  
第7条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。  
（3）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号  
第14条第2項第1号中「同条第3号ただし書」を「同条第4号ただし書」に改める。

### 【趣旨】

この条例の施行期日、この条例の施行に伴う所要の経過処置及び他の条例の改正について定めたものである。

### 【解説】

#### 1 第1項関係

この条例の施行期日を定めたものである。

なお、公安委員会及び警察本部長において情報公開制度を運用するためには、警察業務の特殊性、全国的な統一性・一体性の観点から、国の制度・運用との整合性を図り、実施機関となった際に円滑な事務処理が可能となるよう配慮することが必要であり、こうした本条例制定時における警察庁の開示基準等策定の準備状況や文書管理作業、職員研修等の準備期間を勘案し、公安委員会及び警察本部長の本条例適用については、平成14年4月1日とするものである。

## 2 第2項関係

「長野県公文書公開条例」（昭和59年長野県条例第4号）において途中から実施機関となった「議会」、この条例において新たに実施機関となる「公安委員会・警察本部長」の管理している公文書について、いつの時点からのものが公開請求の対象となるかを明らかにしたものである。

## 3 第3項関係

改正前の条例に基づいてなされた処分や公開請求等の行為は、本条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす旨を定めたものである。したがって、例えば、本条例施行前に行われた公開請求について、平成13年4月1日時点で公開・非公開の決定や閲覧・写しの交付が行われていない場合でも、本条例の規定に基づき改めて請求を行う必要はない。

### 【運用】

第2項について、警察行政の円滑な運営のためには県民の理解と協力が何にも増して必要であるという認識に立ち、平成13年3月以前の公文書についても、可能な限り情報の提供あるいは情報の公表に努めることが必要である。